

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年4月25日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 三姓 晃一

◎調達機関番号 017 ◎所在地番号 46

1 調達内容

- (1) 件名 鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務
- (2) 実施場所 鹿児島労働基準監督署ほか13施設
- (3) 実施期間 契約日から令和6年9月30日(月)まで(点検結果報告書提出期限)
- (4) 履行内容 入札説明書及び仕様書による。
- (5) 入札方法 入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 電子調達システムの利用 本案件は電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、書面により支出負担行為担当官に申し出た場合に限り紙入札方式によることができる。

2 競争参加資格

- (1) 令和5・6年度厚生労働省競争参加資格(測量・建設コンサルタント等業務)において、業種名「建築関係建設コンサルタント業務」で「B」又は「C」等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有するものであること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(オ及びカについては2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
ア 厚生年金保険 イ 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ウ 船員保険
エ 国民年金 オ 労働者災害補償保険 カ 雇用保険
- (5) 資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者でないこと。
- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと、また、過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (9) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒892-8535 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階
鹿児島労働局総務部総務課会計第2係 (担当 花立) 電話: 099-223-8275
E-mail: hanatate-shuuichi@mhlw.go.jp
- (2) 入札説明書の交付期限
令和6年5月14日(火) 16時00分まで
鹿児島労働局ホームページからダウンロードが可能。ダウンロードした場合、上記(1)の担当あて電話またはE-mailにて連絡を行い、事業所名、担当者名及び連絡先を申し出ること。申し出がない場合、仕様の変更や他の参加予定事業者からの質問への回答等、各種の連絡ができない恐れがある。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
入札説明会は実施しないため、担当者に詳細を確認すること。
- (4) 入札書の受領期限
令和6年5月15日(水) 16時00分
- (5) 開札日時及び場所
日時: 令和6年5月16日(木) 10時00分
場所: 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎3階 第3会議室

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて、入札説明書に添付されている暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また、(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の制約をし、若しくは誓約書等に反することとなった者の提出した入札書、入札書及び入札積算内訳書の金額、総価等の欠如、誤り等があると認められるものは無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無
- (8) その他詳細は入札説明書及び仕様書による。

以上

最低価格落札方式

鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務

入札説明書

本調達案件は、「電子調達システム」を利用した応札及び入開札手続きに使用するものとする。ただし、紙による従来の応札及び入開札手続きも含むものとする。

鹿児島労働局 総務部 総務課

鹿児島労働局総務部総務課の入札公告(令和6年4月25日付)に基づく入札等については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 鹿児島労働局総務部長 三姓 晃一

2 競争入札に付する事項

- (1) 件名 鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務
- (2) 仕様 別冊仕様書による。
- (3) 履行場所 鹿児島労働局管内の庁舎及び宿舍14施設
- (4) 履行期間 契約日から令和6年9月30日(月)まで
- (5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

(1) 次の各号の一に該当する者であること。

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和5・6年度厚生労働省競争参加資格(測量・建設コンサルタント等業務)において、業種名「建築関係建設コンサルタント業務」で「B」又は「C」等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、競争参加資格を有しない入札者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒892-8535 鹿児島県鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階
鹿児島労働局総務部総務課会計第二係 TEL 099-223-8275

- ④ 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(オ及びカについては2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
ア 厚生年金保険 イ 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ウ 船員保険
エ 国民年金 オ 労働者災害補償保険 カ 雇用保険
- ⑤ 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- ⑥ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

- ⑦ 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者でないこと。
- ⑧ 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。また、過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- ⑨ その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(2) 競争参加資格の確認のための書類

- ① この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明する書類（別紙一5一式）を令和6年5月14日（火）16時00分までに提出しなければならない。電子調達システムにより入札を行う者は、入札書提出前に必須の処理となる「電子調達システムによる入札参加申請」の際に添付して提出すること。
また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- ② 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 一旦受領した書類は返却しない。
- ④ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。

4 入札書の提出場所等

入札者は、入札公告、本入札説明書及び別紙仕様書等を熟読のうえ、入札書を提出しなければならない。

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出ること、紙入札方式によることができる。その場合、電子入札案件の紙入札方式での参加について（別紙一4）により、令和6年5月14日（火）16時00分までに申し出ること。

なお、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

入札者は提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。また、入札書提出後において不知、不明を理由として異議を申し立てることはできない。

また、入札者は入札書とともに積算内訳の把握できる入札積算内訳書（別紙一2（1））を以下（1）（2）の方法により提出すること。

(1) 政府電子調達システムにより入札を行う場合

- ① 入札書の受領期限
令和6年5月15日（水）16時00分まで
政府電子調達システムに到着するよう提出すること。なお、政府電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に政府電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うものとする。
- ② 入札積算内訳書（別紙一2（1））の提出方法
スキャナ等により電子データ化した入札積算内訳書を添付して、電子調達システムにより送信すること。

(2) 紙により入札を行う場合

- ① 入札書の受領期限

令和6年5月15日（水）16時00分まで（電子入札と同一日時）

（郵送の場合は受領期限までに到着するように送付し、かつ受領の確認をする必要がある）

② 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒892-8535 鹿児島県鹿児島市山下町13番21号

鹿児島労働局総務部総務課 会計第二係 花立 TEL：099-223-8275

E-mail:hanatate-shuuichi@mhlw.go.jp

③ 入札書の提出方法

入札書には、社印及び代表者印を押印する。ただし、委任状（別紙－3）の提出がある場合には、代理人の押印のみで足りるものとする。

入札書は別紙－1（1）の様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、綴目（3箇所）に社印及び代表者印を割印として押印する。ただし、委任状の提出がある場合には、代理人の押印のみで足りるものとする。封皮には、氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（鹿児島労働局支出負担行為担当官殿と記載）、及び「5月15日開札 鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務 の入札書在中」と朱書きしなければならない。

郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「5月15日開札 鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務 の入札書在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記4（2）②宛に入札書の提出期限までに到着するよう送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

入札書に記入する数字はアラビア数字を、数字以外の文字は楷書体を用い、黒色ボールペンで鮮明に記入する。ただし、名称又は商号、代表者氏名及び代理人の氏名についてはゴム印等でも構わないものとする。入札書の日付は、提出日を記入すること。

④ 入札積算内訳書（別紙－2（1））の提出方法

氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入し、入札書を入れる封筒に同封のうえ提出すること。入札書と入札積算内訳書の左側2箇所をホチキス止めし、ページとページの間には割印を行うこと。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者、入札積算内訳書を上記のとおり提出しなかった者、入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがある者の提出した入札書は無効とする。また、本入札説明書3（2）の誓約書（別紙－5（3））を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者の提出した入札書も無効とする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(5) 代理人による入札

① 代理人が政府電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかななければならない。

② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）するとともに、入札書提出の際、別紙－3の様式による代理委任状を提出しなければならない。

- ③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(6) 入札に関する質問

この入札に関して質問を行う場合は、任意様式にその事項を取りまとめ、令和6年5月14日(火) 昼12時00分までに上記4(2)②の担当あて提出すること。質問した者への回答等は適宜行うこととし、回答事項については、本入札説明書を鹿児島労働局ホームページからダウンロードした全ての者に随時通知する。したがって、本入札説明書をダウンロードした場合、上記4(2)②の担当あて電話またはE-mailにて連絡を行い、事業所名、担当者名及び連絡先を申し出ること。

5 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和6年5月16日(木) 10時00分～

鹿児島合同庁舎3階 鹿児島合同庁舎第3会議室(鹿児島県鹿児島市山下町13番21号)

(2) 開札の取扱い

当日の立会を行わず、開札の結果はメールや電話等にて連絡する。

ただし、電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再入札書(別紙-1(2))及び再入札積算内訳書(別紙-2(2))により再度の入札を行う。なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

応札にいたるまでの諸経費は応札希望者の負担とする。仮に不落札、又は事前に提出すべき確認書類により応札できなかった場合も同様とする。

(3) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

① 本入札説明書4(1)又は(2)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

② 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

③ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

④ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭及び政府電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

(4) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件

別紙－6の契約書（案）に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

(6) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ヘルプデスク 0570-014-889
- ・ホームページ <https://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、4(2)②の契約条項を示す場所及び問い合わせ先に連絡すること。

◎ 様式等

- ・別紙－1 (1) 入札書作成様式
- ・別紙－1 (2) 再入札書作成様式
- ・別紙－2 (1) 入札積算内訳書
- ・別紙－2 (2) 再入札積算内訳書
- ・別紙－3 委任状作成様式
- ・別紙－4 電子入札案件の紙入札方式での参加様式
- ・別紙－5 (1) 競争参加資格確認関係書類
- ・別紙－5 (2) 一般競争入札参加申込書（兼自己申告書）
- ・別紙－5 (3) 誓約書
- ・別紙－5 (4) 保険料納付に係る申立書
- ・別紙－6 契約書（案）
- ・別冊 仕様書

[入札書提出期限]

令和6年5月15日(水) 16時00分まで

入札書

¥

(消費税及び地方消費税は含まない)

※ 落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の
任意の数字3桁を下欄に記載すること。

--	--	--

件名：鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ入札します。

令和6年 月 日

住 所

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

印

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

[再入札書提出日時]

令和 年 月 日 () 時 分

再入札書

¥

(消費税及び地方消費税は含まない)

※ 落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の
任意の数字3桁を下欄に記載すること。

--	--	--

件名：鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

住 所

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

印

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

入札積算内訳書

件名	鹿児島労働局管内 14 施設における建築物点検業務		
内訳	徳之島合同庁舎	一式	円
	鹿児島労働基準監督署	一式	円
	加治木労働基準監督署	一式	円
	鹿児島公共職業安定所	一式	円
	川内公共職業安定所 宮之城出張所	一式	円
	国分公共職業安定所	一式	円
	国分公共職業安定所 大口出張所	一式	円
	加世田公共職業安定所	一式	円
	伊集院公共職業安定所	一式	円
	大隅公共職業安定所	一式	円
	出水公共職業安定所	一式	円
	指宿公共職業安定所	一式	円
	レジデンス・イン・やくし	一式	円
	鹿屋田崎住宅	一式	円
合計		円	

※消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

再入札積算内訳書

件名	鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務		
内訳	徳之島合同庁舎	一式	円
	鹿児島労働基準監督署	一式	円
	加治木労働基準監督署	一式	円
	鹿児島公共職業安定所	一式	円
	川内公共職業安定所 宮之城出張所	一式	円
	国分公共職業安定所	一式	円
	国分公共職業安定所 大口出張所	一式	円
	加世田公共職業安定所	一式	円
	伊集院公共職業安定所	一式	円
	大隅公共職業安定所	一式	円
	出水公共職業安定所	一式	円
	指宿公共職業安定所	一式	円
	レジデンス・イン・やくし	一式	円
	鹿屋田崎住宅	一式	円
合計		円	

※消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

委任状

(住所) _____

私は、(氏名) _____ 印 を代理人と定め下記事項の

入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

(委任事項)

鹿児島公労働局管内14施設における建築物点検業務

令和6年 月 日

住 所

商 号

代 表 者

印

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

代理人入札に係る留意事項

代理人をもって入札に参加する場合には、下記により委任状を作成の上、入札書提出の際に提出してください。

1. 入札を行う者がその法人の本店又は本社に所属する場合

- (1) 委任状の委任者名は、その法人の代表者名とし、代理人は入札を行うものとする
こと。
- (2) 入札書の入札者は上記代理人とすること。

2. 入札を行う者がその法人の支店又は営業所等に所属する場合

- (1) 委任状は、「法人の代表者 → 支店又は営業所等の長 → 入札を行う者」の
形で委任状を二通作成すること。

イ) 法人の代表者が同一法人の支店又は営業所の長に対し委任する場合の委任状
の場合、委任状の代表者は、その法人の代表者名とし、代理人はその支店又は
営業所の長とすること。

ロ) 同一法人の支店又は営業所の長が更に他の者に委任する場合の委任状の場合、
委任状の代表者は委任を受けた支店又は営業所の長とし、代理人は実際に入札
を行う者とする。 (なお、任意代理人の復任権は、制限されており、本人
の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を
選任することができない (民法第 104 条) 。)

- (2) 入札書は前記 1 と同様、入札者を上記代理人 (実際に入札を行う者) とすること。

[紙入札方式参加申出期限]

令和６年５月１４日（火）１６時００分

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所

名称又は商号

代表者氏名

印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札案件名
鹿児島労働局管内１４施設における建築物点検業務
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列４とする。

(記入例)

別紙-4

[紙入札方式参加申出期限]

令和6年5月14日(火) 16時00分

令和6年〇月〇〇日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名

鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務

2 電子調達システムでの参加ができない理由

- ・ 認証カードの申請中だが、手続が遅れているため
- ・ 電子調達システムの導入について検討中であるため 等

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

【提出期限】

令和６年５月１４日（火）１６時００分

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 一般競争入札参加申込書（兼自己申告書）（別紙－５（２））
- 3 誓約書（別紙－５（３））
個人の場合は、生年月日を記載すること。
法人の場合は、役員全員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。
- 4 保険料納付に係る申立書（別紙－５（４））
納付書の写し又は保険料の納付を証明する書面を添付すること。

提出部数 １部

一般競争入札参加申込書（兼自己申告書）

下記の案件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく、下記により申込いたします。なお、下記に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1 件名 鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務

- 2 競争に参加するものに必要な資格に関する事項について
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ

 - (2) 厚生労働省競争入札参加資格における等級（九州・沖縄地域）
「建築関係コンサルタント業務」（ ）等級

 - (3) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働保険をいう。）に加入し、かつ保険料の滞納がない者であること。（直近2年間の保険料の未納が無いこと。） はい ・ いいえ

 - (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない。 はい ・ いいえ

 - (5) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行っていない。 はい ・ いいえ

 - (6) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をしていない。 はい ・ いいえ

 - (7) 厚生労働省から取引停止の措置を受けている期間中ではない。 はい ・ いいえ

 - (8) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていない。 はい ・ いいえ

 - (9) 契約締結後に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検、速やかに報告する。 はい ・ いいえ

 - (10) 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守する。 はい ・ いいえ

 - (11) 前記（7）～（10）について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様である。 はい ・ いいえ

令和6年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
名称又は商号
代表者氏名

印

(参 考) 予算決算及び会計令

第2節 一般競争入札

- 第1款 一般競争参加者の資格 (第70条～第73条)
第2款 公告及び競争 (第74条～第82条)
第3款 落札者の決定等 (第83条～第93条)

第1款 一般競争参加の資格

(一般競争に参加させることができない者)

第70条

契約担当官等は、売買、賃貸、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(一般競争入札に参加させないことができる者)

第71条

契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の真実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 6 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
名称又は商号
代表者氏名

⑨

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員全員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

(参考様式)

役員等名簿

法人（個人）名： _____

所在地： _____

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近 2 年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近 2 保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために、直近 2 年間に支払うべき社会保険料、及び直近 2 保険年度に支払うべき労働保険料の納付に係る書面を別添のとおり提出します。

令和 6 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
名称又は商号
代表者氏名

⑩

* 上記期間に係る領収印のある納付書の写し又は保険料の納付を証明する書面を添付すること。

契約書(案)

支出負担行為担当官 鹿児島労働局総務部長 三姓 晃一（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、下記の件について次の条項により契約を締結する。

記

契約件名 鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務

契約金額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額金〇〇〇,〇〇〇円）
なお、契約金額は別紙2内訳書のとおり、徳之島合同庁舎に入居する他官署と分担を行い、鹿児島労働局の分担額は、〇,〇〇〇,〇〇〇円とする。

契約保証金 免除

(契約の目的)

第1条 この契約は、甲の所有する14施設について、乙は、その機能保持のため技術員を派遣し法令の規定に基づく点検を行い、甲は、これに対し料金を支払うことを目的とする。

(信義誠実の原則)

第2条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

(履行場所及び契約期間)

第3条 履行場所及び契約期間は、次のとおりとする。

履行場所 鹿児島労働基準監督署ほか13施設

(別紙1「施設所在地一覧表」のとおり)

契約期間 契約日から令和6年9月30日(月)まで(点検結果報告書提出期限)

(監督)

第4条 甲は、本契約の適正な履行を確保するため必要な監督を、自ら又は補助者（「監督職員」という。）に命じて、立会い、指示その他適切な方法によって行うものとする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、協議または承諾

(2) 仕様書に基づく日程・工程の管理、立会い、履行・施工状況の検査又は業務で用いる材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

(3) 関連する2以上の工事等における日程・工程の調整

3 乙は、監督職員からの協議に応じ、また要求及び指示に従わなければならない。

(報告及び検査)

第5条 乙は、業務完了後、報告書等を作成のうえ結果を報告し、検査職員から検査を受けなければならない。

2 甲は乙からの通知に従い、遅滞なくこれに応じて、検査を行わなければならない。

3 業務は、すべて甲の指示（仕様書等）のとおりであって、甲が行う検査に合格しなければならない。

4 検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第6条 天災その他不可抗力又は甲及び乙の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(検査不合格への対応)

第7条 乙は、検査の結果、業務履行が不完全な場合、甲が指定する期限までに、業務を適正に行わなければならない。

(業務履行の有償延期)

第8条 乙は、次条に規定する事由以外の事由によって業務が履行できないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅延料を徴収して延期を許すことができる。

(業務履行の無償延期)

第9条 乙は、天災地変その他自己の責に帰し難い事由により業務が履行できないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、その請求が正当と認めるときは、遅延料を免除して納期の遅延を許すことができる。

(遅延料)

第10条 遅延料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

第11条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 第8条及び第9条の規定により延期が認められた場合を除き、履行期限までに業務を終了しないとき。

(2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 甲が行う検査又は業務履行に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(5) 第27条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第13条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

(3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第14条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第

1 項の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第15条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約金額の支払)

第16条 乙は、第5条に規定する検査を受け、これに合格した場合は支払請求書を作成し、官署支出官鹿児島労働局長（以下、支出官という）へ提出するものとする。

2 支出官は、乙より適法な支払請求書を受領した日から30日以内にその対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第17条 支出官の責に帰する理由により前条第2項に定める期間内に契約金額が支払われなるときは、乙はその期限の翌日から支払の日まで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の支払いを請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第18条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第21条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第22条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第23条 甲は、第11条第2項、同条第3項、第19条、第20条、第22条第2項、第26条及び第29条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第11条第2項、同条第3項、第19条、第20条、第22条第2項、第26条及び第29条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第25条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受

け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第26条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続きを要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第27条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持)

第28条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

(業務が契約の内容に適合しない場合の措置)

第29条 甲は、第5条に規定する検査に合格した後において、当該業務が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知った時から1年以内に(数量又は権利の不適合については期間期限なく)その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

- (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、契約内容に適合した業務を再度行うこと
- (2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(再委託)

第30条 乙は、委託業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、甲に様式1「再委託に係る承認申請書」を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託

者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

- 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託の変更)

第31条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2「再委託に係る変更承認申請書」を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第32条 乙は、再委託の相手先からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3「履行体制図」を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、提出した履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4「履行体制変更届出書」を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、届出を要しない。

- (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合
- (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合
- (3) 契約金額の変更のみの場合

- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第33条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第34条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第11条第2項、第12条、第14条、第15条、第17条、第21条、第23条、第27条、第28条、第29条、第33条及び本条はなお有効に存続するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年5月 日

甲 住所 鹿児島市山下町13番21号
名称 支出負担行為担当官
代表者 鹿児島労働局総務部長 三姓 晃一 印

乙 住所 ○○○○○
名称 ○○○○○
代表者 ○○○○○ 印

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業所名	住所	契約金額	業務の範囲
		円	

(様式4)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第32条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

施設所在地一覧表(令和6年度)

建築基準法第12条に基づく点検対象施設

番号	施設名	用途	住所	点検対象	土地面積(m ²)	建物面積 建m ² 延m ²	建築年月	構造	報告様式
1	鹿児島労働基準監督署	庁舎	鹿児島市薬師1-6-3	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1490.16	502.78 1379.23	H10.2	RC-4	建基法-2 建基法防火-1
2	鹿児島公共職業安定所	庁舎	鹿児島市下荒田1丁目43-28	建築設備(昇降機以外) 防火設備	2854.31	1200.71 2657.31	H6.3	RC-4	建基法-2 建基法防火-1
3	加世田公共職業安定所	庁舎	南さつま市加世田東本町35-11	建築設備(昇降機以外) 防火設備	2067.13	517.60 1004.69	H26.4	RC-2	建基法-2 建基法防火-1
4	徳之島合同庁舎	庁舎	大島郡徳之島町亀津553-1	建築設備(昇降機以外) 防火設備	3085.85	521.27 1642.48	H8.7	RC-3	建基法-2 建基法防火-1
5	レジデンス・イン・やくし	宿舎	鹿児島市薬師1-6-4	建築物の敷地及び構造 建築設備(昇降機以外) 防火設備	1000.21	262.6 1718.26	H10.3	SRC-7	建基法-1 建基法-2 建基法防火-1
6	鹿屋田崎住宅	宿舎	鹿屋市田崎町171	建築物の敷地及び構造 建築設備(昇降機以外) 防火設備	434.5	148.16 269.86	H12.8	RC-2	建基法-1 建基法-2 建基法防火-1

官公庁施設の建設等に関する法律第12条に基づく点検対象施設

番号	施設名	用途	住所	点検対象	土地面積(m ²)	建物 建m ² 延m ²	建築年月	構造	報告様式
7	加治木労働基準監督署	庁舎	始良市加治木町新富町98-6	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1252.53	309.08 562.17	H4.3	RC-2	官公法-2 官公法防火-2
8	国分公共職業安定所	庁舎	霧島市国分中央1丁目4-35	建築物の敷地及び構造 建築設備(昇降機以外) 防火設備	1970.1	489.85 952.32	S55.3	RC-2	官公法-1 官公法-2 官公法防火-2
9	伊集院公共職業安定所	庁舎	日置市伊集院町大田825-3	建築物の敷地及び構造 建築設備(昇降機以外) 防火設備	1682.85	350.17 671.59	S59.2	RC-2	官公法-1 官公法-2 官公法防火-2
10	大隅公共職業安定所	庁舎	曾於市大隅町岩川5575-1	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1750	463.98 719.69	H9.12	RC-2	官公法-2 官公法防火-2
11	出水公共職業安定所	庁舎	出水市緑町37-5	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1714	463.63 799.77	H10.12	RC-2	官公法-2 官公法防火-2
12	指宿公共職業安定所	庁舎	指宿市東方字十町落東9489-11	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1890	418.34 811.71	H13.2	RC-2	官公法-2 官公法防火-2
13	川内公共職業安定所 宮之城出張所	庁舎	薩摩郡さつま町 宮之城屋地字愛宕2035-3	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1700	417.79 835.58	H14.12	RC-2	官公法-2 官公法防火-2
14	国分公共職業安定所 大口出張所	庁舎	伊佐市大口里字瀬戸口768-1	建築物の敷地及び構造 建築設備(昇降機以外) 防火設備	1663.05	276.50 521.42	S62.3	RC-2	官公法-1 官公法-2 官公法防火-2

※点検結果については、別添「点検記録(総括表)」のうち、上記表の報告書式欄に記載の様式を使用すること。

報告様式について

建基法－1 (様式A)	… 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件【平成20年国土交通省告示第282号】
建基法－2 (様式B)	… 建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件【平成20年国土交通省告示第285号】
建基法防火－1 (様式C)	… 防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件【平成28年5月2日国土交通省告示第723号】
官公法－1 (様式D)	… 国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件【平成20年国土交通省告示第1350号】
官公法－2 (様式E－1)	… 国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件【平成20年国土交通省告示第1351号】
官公法防火－2 (様式E－2)	… 国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件【平成20年国土交通省告示第1351号】

令和6年度 鹿児島労働局管内14施設における建築物点検業務 内訳書

施設名	支出官署	税抜金額	消費税	税込金額
徳之島合同庁舎	徳之島区検察庁			
徳之島合同庁舎	自衛隊鹿児島地方協力本部 徳之島駐在員事務所			
徳之島合同庁舎	鹿児島労働局			
鹿児島労働基準監督署	鹿児島労働局			
加治木労働基準監督署	鹿児島労働局			
鹿児島公共職業安定所	鹿児島労働局			
川内公共職業安定所 宮之城出張所	鹿児島労働局			
国分公共職業安定所	鹿児島労働局			
国分公共職業安定所 大口出張所	鹿児島労働局			
加世田公共職業安定所	鹿児島労働局			
伊集院公共職業安定所	鹿児島労働局			
大隅公共職業安定所	鹿児島労働局			
出水公共職業安定所	鹿児島労働局			
指宿公共職業安定所	鹿児島労働局			
レジデンス・イン・やくし	鹿児島労働局			
鹿屋田崎住宅	鹿児島労働局			
計				

鹿児島労働局のみ抜粋
会計別

会計	税抜金額	消費税	税込金額
一般会計			
労災勘定			
雇用勘定			

仕 様 書

1 点検対象建築物

別紙 施設所在地一覧表のとおり

2 実施期間

定期点検は、令和6年9月30日（月）までに点検結果報告書を提出できるように計画を立てて実施すること。

なお、点検は開庁日及び開庁時間内に実施することとする。

実施日については、庁舎管理者等の立ち会いを予定していることから発注者と協議して定めるものとする。

なお職員宿舎「レジデンス・イン・やくし」、職員宿舎「鹿屋田崎住宅」ともに居室内部については、当局が指定する各2戸を対象とする。（全戸の点検は要しない。）

3 業務委託内容（定期点検内容）

(1) 建築基準法第12条第2項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に基づく点検

(2) 建築基準法第12条第4項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第2項に基づく点検

*入札公告日時点で、関連法改正により点検内容が変更及び追加されている場合は、その内容を含む。

4 点検実施者

(1) 点検の実施に先立ち、次の事項について書面をもって発注者に通知すること。

①氏名 ②生年月日 ③経歴書 ④点検に関する資格を証明するもの

(2) 点検実施者の資格

3の業務委託内容の実施に必要な次のいずれかの資格を有する者とする。

・一級建築士又は二級建築士（全ての点検業務が可能）

・上記以外で国土交通大臣の定める資格

(3) 点検実施者は、常に社員証を携帯し、自社の制服（作業服）を着用する。

5 点検方法

国土交通大臣が定める点検の項目（国土交通省告示282号・285号・723号・1350号・1351号）とする。

6 点検結果の報告様式

「**点検記録（総括表）**」（様式については、別紙 施設所在地一覧表に記載。様式に無い項目のものであっても最新の法律改正で対象となる場合は、追加記載すること。）及び異常内容等記載する「**点検チェックシート**」とする。なお、異常箇所については、**写真**を添付するとともに当局から配布する**配置図等図面にその箇所を明記**すること。

7 点検結果の報告方法および提出期限

令和6年9月30日（月）までに仕様書に示す点検結果の報告様式を提出するものとし、提出数は各書式1部の外CD等によるデータでの提出も併せて行うものとする。

8 その他

(1) 保有する完成図書の貸与は可能であるが、業務終了後遅くとも報告書提出期限までには返却すること。

(2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

(3) 業務の実施にあたっては、既存設備または他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに発注者に報告し、その指示に従い修復する。また、これにかかる費用は全て受注者の負担とする。

(4) 業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

(5) 本仕様書に定めのない事項については発注者と協議し、その指示に従うものとする。

(6) 本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(7) 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検法等の使用に関しては、その費用負担および使用交渉の一切は受注者にて行うものとする。

(8) 点検記録やチェックシートは、修繕や次年度以降の検査確認のため、必要に応じ他の業者等の第三者に提供することを了承すること。

施設所在地一覧表(令和6年度)

建築基準法第12条に基づく点検対象施設

番号	施設名	用途	住所	点検対象	土地面積(m ²)	建物面積 建m ² 延m ²	建築年月	構造	報告様式
1	鹿児島労働基準監督署	庁舎	鹿児島市薬師1-6-3	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1490.16	502.78 1379.23	H10.2	RC-4	建基法-2 建基法防火-1
2	鹿児島公共職業安定所	庁舎	鹿児島市下荒田1丁目43-28	建築設備(昇降機以外) 防火設備	2854.31	1200.71 2657.31	H6.3	RC-4	建基法-2 建基法防火-1
3	加世田公共職業安定所	庁舎	南さつま市加世田東本町35-11	建築設備(昇降機以外) 防火設備	2067.13	517.60 1004.69	H26.4	RC-2	建基法-2 建基法防火-1
4	徳之島合同庁舎	庁舎	大島郡徳之島町亀津553-1	建築設備(昇降機以外) 防火設備	3085.85	521.27 1642.48	H8.7	RC-3	建基法-2 建基法防火-1
5	レジデンス・イン・やくし	宿舎	鹿児島市薬師1-6-4	建築物の敷地及び構造 建築設備(昇降機以外) 防火設備	1000.21	262.6 1718.26	H10.3	SRC-7	建基法-1 建基法-2 建基法防火-1
6	鹿屋田崎住宅	宿舎	鹿屋市田崎町171	建築物の敷地及び構造 建築設備(昇降機以外) 防火設備	434.5	148.16 269.86	H12.8	RC-2	建基法-1 建基法-2 建基法防火-1

官公庁施設の建設等に関する法律第12条に基づく点検対象施設

番号	施設名	用途	住所	点検対象	土地面積(m ²)	建物 建m ² 延m ²	建築年月	構造	報告様式
7	加治木労働基準監督署	庁舎	始良市加治木町新富町98-6	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1252.53	309.08 562.17	H4.3	RC-2	官公法-2 官公法防火-2
8	国分公共職業安定所	庁舎	霧島市国分中央1丁目4-35	建築物の敷地及び構造 建築設備(昇降機以外) 防火設備	1970.1	489.85 952.32	S55.3	RC-2	官公法-1 官公法-2 官公法防火-2
9	伊集院公共職業安定所	庁舎	日置市伊集院町大田825-3	建築物の敷地及び構造 建築設備(昇降機以外) 防火設備	1682.85	350.17 671.59	S59.2	RC-2	官公法-1 官公法-2 官公法防火-2
10	大隅公共職業安定所	庁舎	曾於市大隅町岩川5575-1	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1750	463.98 719.69	H9.12	RC-2	官公法-2 官公法防火-2
11	出水公共職業安定所	庁舎	出水市緑町37-5	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1714	463.63 799.77	H10.12	RC-2	官公法-2 官公法防火-2
12	指宿公共職業安定所	庁舎	指宿市東方字十町落東9489-11	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1890	418.34 811.71	H13.2	RC-2	官公法-2 官公法防火-2
13	川内公共職業安定所 宮之城出張所	庁舎	薩摩郡さつま町 宮之城屋地字愛宕2035-3	建築設備(昇降機以外) 防火設備	1700	417.79 835.58	H14.12	RC-2	官公法-2 官公法防火-2
14	国分公共職業安定所 大口出張所	庁舎	伊佐市大口里字瀬戸口768-1	建築物の敷地及び構造 建築設備(昇降機以外) 防火設備	1663.05	276.50 521.42	S62.3	RC-2	官公法-1 官公法-2 官公法防火-2

※点検結果については、別添「点検記録(総括表)」のうち、上記表の報告書式欄に記載の様式を使用すること。

報告様式について

建基法－１ （様式Ａ）	… 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件【平成20年国土交通省告示第282号】
建基法－２ （様式Ｂ）	… 建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件【平成20年国土交通省告示第285号】
建基法防火－１ （様式Ｃ）	… 防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件【平成28年5月2日国土交通省告示第723号】
官公法－１ （様式Ｄ）	… 国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件【平成20年国土交通省告示第1350号】
官公法－２ （様式Ｅ－１）	… 国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件【平成20年国土交通省告示第1351号】
官公法防火－２ （様式Ｅ－２）	… 国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件【平成20年国土交通省告示第1351号】

点検チェックシート ()

(/)

チェックシート 番号	場所	異常の内容、気づいた点	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

点検チェックシート (〇〇労働基準監督署)

(1 / 〇)

チェックシート 番号	場所	異常の内容、気づいた点	備考
1	庁舎南西角床下通気口近く	土台に腐食があった。	早急に専門家に確認し てもらう必要あり
2	庁舎東側屋根下	はり部分に一部蟻害がみられる。	早急に専門家に確認し てもらう必要あり
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

後日確認し易い
よう詳しく記入し
てください。

異常の内容を記
入してください。

備考欄に今後の対
応等について記入
してください。

点検記録(総括表) 建基法-1

点検基礎情報				建物基本情報								
点検・確認対象	・ 敷地		・ 建築物		建物名称(棟名)							
法定点検対象分類	・ 建築物の敷地及び構造					建物構造						
点検者分類	・ 当該施設職員		・ 当該施設以外の職員		・ 外部委託		建物延べ面積					
点検者(組織名)						棟番号						
点検者の資格区分	・ 一級建築士		・ 二級建築士		・ 建築物調査員		建物階数	地上	地下	階	塔屋	階
確認者(組織名)						竣工年月	年		月			
					備考							

別表 ※最終改正 令和元年6月25日施行 国土交通省告示第200号

	(イ) 調査項目	(ロ) 調査方法	(ハ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
					指摘なし	要是正	既存不適格	
一 敷地及び地盤	(一) 地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する	建物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること				
	(二) 敷地	敷地内の排水の状況	目視により確認する	排水管の詰まりによる汚水のおふれ等により衛生上問題があること				
	(三) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第128条に規定する通路(以下「敷地内の通路」という)	敷地内の通路の確保の状況	目視により確認する	敷地内の通路が確保されていること				
	(四)	有効幅員の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する	敷地内の通路の有効幅員が不足していること				
	(五)	敷地内の通路の支障物の状況	目視により確認する	敷地内の通路に支障物があること				
	(六) 塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する	令第61条又は令第62条の8の規定に適合しないこと				
	(七)	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷状況	目視、下げ振り等により確認する	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること				
	(八) 擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること				
	(九)	擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する	水抜きパイプに詰まりがあること				
二 建築物の外部	(一) 基礎	基礎の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること				
	(二)	基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること				
	(三) 土台(木造に限る)	土台の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること				
	(四)	土台の劣化及び損傷の状況	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する	木材に著しい老朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金具に著しい錆、腐食等があること				
	(五) 外壁 躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況	設計図書等により確認する	法第23条、第25条又は第61条の規定に適合しないこと				
	(六)	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	木材に著しい老朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金具に著しい錆、腐食等があること				
	(七)	組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	れんが、石等に割れ、ずれ等があること				
	(八)	補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積み変位等があること				

(イ) 調査項目	(ロ) 調査方法	(ハ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等	
				指摘なし	要是正	既存不適格		
(九)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	鋼材に著しい錆、腐食等があること				
(十)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること				
(十一)	外壁仕上げ材等	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く)モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する ただし、竣工後、外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後10年を超え、かつ3年以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等により確認する(3年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く)	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること				
(十二)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	ひび割れ、欠損等があること				
(十三)		金属系パネル(帳壁を含む)の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	パネル面又は取り合い部が著しい錆等により変形していること				
(十四)		コンクリート系パネル(帳壁を含む)の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	錆汁を伴ったひび割れ、欠損等があること				
(十五)	窓サッシ等	サッシ等の劣化状況及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること				
(十六)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況	触診により確認する	昭和46年建設省告示第109号第3第四号の規定に適合していないこと				
(十七)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	機器本体に著しい錆又は腐食があること				
(十八)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること				
三 屋上及び屋根	(一) 屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	目視により確認	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠損し植物が繁茂していること				
	(二) 屋上回り(屋上面を除く)	バラベットの立ち上がり面の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること				
	(三)	笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること				
	(四)	金属笠木の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	笠木に著しい錆若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること				
	(五)	排水溝(ドレーンを含む)の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること				
	(六) 屋根	屋根の防火対策の状況	設計図書等により確認する	防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根にあっては法第62条の規定に適合しないこと又は法第22条の規定に基づき特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内の建築物の屋根にあっては、同条の規定に適合しないこと				

(イ) 調査項目	(ロ) 調査方法	(ハ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等		
				指摘なし	要是正	既存不適格			
	(七)	屋根の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する	屋根ふき材に割れがあること又は緊結金物に著しい腐食等があること					
	(八)	機器及び工作物(冷却塔設備、広告塔)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等があること				
	(九)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること				
四 建築物の内部	(一)	防火区画	令第112条第10項から第12項までに規定する区画の状況	設計図書等により確認する	令第112条第10項から第12項までの規定に適合しないこと。ただし、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く				
	(二)		令第112条第1項、第3項、第4項又は第6項から第9項までの各項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する	令第112条第1項、第3項、第4項又は第6項から第9項まで(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)については、第6項を除く)の規定に適合しないこと				
	(三)		令第112条第17項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する	令第112条第17項の規定に適合しないこと。ただし、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く				
	(四)	防火区画の外周部	令第112条第15項に規定する外壁等及び同条第16項に規定する防火設備の処置の状況	設計図書等により確認する	令第112条第15項又は第16項の規定に適合しないこと				
	(五)		令第112条第15項に規定する外壁等及び同条第16項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	令第112条第15項に規定する外壁等、同条第16項に規定する防火設備に損傷があること				
	(六)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金具に著しい錆、腐食等があること			
	(七)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	れんが、石等に割れ、ずれ等があること			
	(八)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	目地モルタルに著しい欠損があること又はブロック積みに変位があること			
	(九)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	鋼材に著しい錆、腐食等があること			
	(十)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること			
	(十一)	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る)	準耐火性能等の確保の状況	設計図書等により確認する	次の各号のいずれかに該当があること (1) 令第112条第1項、第3項から第5項まで又は第17項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)において、第17項を除く)の規定による防火区画、一時間準耐火基準に適合しないこと (2) 令第112条第6項又は第9項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)においては、第6項を除く)の規定による防火区画令第107条の規定に適合しないこと (3) 令第112条第10項から第12項まで又は第15項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)においては、第10項から第12項までを除く)の規定による防火区画令第107条の2の規定に適合しないこと				

(イ) 調査項目			(ロ) 調査方法	(ハ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適格	
(十二)		鋼材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	各部材及び接合部に穴又は破損があること					
(十三)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること					
(十四)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する	令第112条第19項若しくは第20項又は第129条の2の4の規定に適合しないこと					
(十五)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況	設計図書等により確認し、法第12条第1項の規定に基づく調査以後に法第6条第1項の規定に基づく確認を要しない規模の修繕や模様替え等(以下「修繕等」という)が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する	令第114条の規定に適合しないこと					
(十六)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	設計図書等により確認する	令第128条の5(令第129条第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第2項、第6項、第7項及び会談に係る部分以外の規定を除く)の規定に適合しないこと				
(十七)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金具に著しい錆、腐食等があること				
(十八)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	鋼材に著しい錆、腐食等があること				
(十九)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること				
(二十)		耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る)	準耐火性能等の確保の状況	設計図書等により確認する	次の(1)から(3)までのいずれかに該当すること (1) 令第112条第1項、第3項から第5項まで又は第17項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第17項を除く)の規定による防火区画、一時間準耐火基準に適合しないこと。 (2) 令第112条第6項又は第9項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第7項を除く)の規定による防火区画令第107条の規定に適合しないこと。 (3) 令第112条第10項から第12項まで又は第15項(令第129条の2第1項規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第10項から第12項までを除く)の規定による防火区画令第107条の2の規定に適合しないこと				
(二十一)		鋼材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	各部材又は接合部に穴又は破損があること					
(二十二)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する	令第112条第19項若しくは第20項又は第129条の2の4の規定に適合しないこと					
(二十三)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	設計図書等により確認する	令第128条の5(令第129条第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第2項、第6項、第7項及び会談に係る部分以外の規定を除く)の規定に適合しないこと				
(二十四)		室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること					

(イ) 調査項目	(ロ) 調査方法	(ハ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
				指摘なし	要是正	既存不適格	
(二十五) 特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること				
(二十六)	防火設備(防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る)又は戸	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第112条第18項の規定に適合しないこと			
(二十七)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第112条第18項の規定に適合しないこと			
(二十八)		昭和48年建設省告示第2563号第1第一号口に規定する基準についての適合の状況	常時閉鎖した状態にある防火扉又は戸(以下「常閉防火扉等」という)にあっては、各階の主要な常閉防火扉等の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する力をテンションゲージ等により測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	昭和48年建設省告示第2563号第1第一号口(同告示第5において準用する場合を含む。)の規定に適合しないこと			
(二十九)		防火扉又は戸の開閉方向	目視により確認する	令第123条第1項第6号、第2項第二号又は第3項第十号(令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第3項第九号(屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る)を除き、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第1項第六号、第2項第二号及び第3項第九号を除く)の規定に適合しないこと			
(三十)		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸(以下「常閉防火設備等」という)の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	常閉防火設備等の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能(令第112条第18項第二号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備等に限る)に支障があること			
(三十一)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることにより常閉防火設備の閉鎖又は作動に支障があること			
(三十二)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることにより常閉防火設備等の閉鎖又は作動に支障があること			
(三十三)		常閉防火扉等の固定の状況	目視により確認する	常閉防火扉等が開放状態に固定されていること			
(三十四)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等があること			
(三十五)		防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	目視により確認する	防火設備の開閉に支障があること			
(三十六)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する	法第28条第1項又は令第19条の規定に適合しないこと			
(三十七)		採光の妨げとなる物品放置の状況	目視により確認する	採光の妨げとなる物品が放置されていること			
(三十八)		喚起のための開口部の面積の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する	法第28条第2項若しくは第3項、令第20条の2又は令第20条の3の規定に適合しないこと			
(三十九)		喚起設備の設置の状況	設計図書等により確認する	法第28条第2項若しくは第2項若しくは第3項、令第20条の2又は令第20条の3の規定に適合しないこと			

(イ) 調査項目	(ロ) 調査方法	(ハ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
				指摘なし	要是正	既存不適格	
(四十)	喚起設備の作動の状況	各階の主要な換気設備を確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第3項に基づく検査(以下「定期検査」という)等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	換気設備が作動しないこと				
(四十一)	換気の妨げとなる物品放置の状況	目視により確認する	換気の妨げとなる物品が放置されていること				
(四十二)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるもの(以下「吹付け石綿等」という)の使用の状況	設計図書、分析機関による分析結果、目視等により確認する	平成18年国土交通省告示第1172号各号に定める石綿をあらかじめ添加した建築材料を使用していること			
(四十三)	吹付け石綿等の劣化の状況	3年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は3年以内に劣化状況調査が行われていないこと				
(四十四)	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	次に掲げる各号の何れかに該当すること (1)増築若しくは改修を行った場合の当該部分、増築若しくは改修に係る部分の床面積の合計が令第137条に定める基準時(以下「基準時」という)における延べ面積の2分の1を超える増築若しくは改修を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分において、吹付け石綿等の除去をしていないこと (2)増築若しくは改修に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の2分の1を超えない増築若しくは改修を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分以外の部分において、吹付け石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みをしていないこと				
(四十五)	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認すること	石綿飛散防止剤又は囲い込み材にき裂、剥落等の劣化又は損傷があること				
五 避難施設等	(一) 令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況	設計図書等により確認する	令第120条又は第121条(令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く			
(二)	廊下	幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する	幅が令第119条の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等がおこなわれていないこと			
(三)		物品の放置の状況	目視により確認する	避難の支障となる物品が放置されていること			
(四)	出入口	出入口の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第118条、第124条、第125条又は第125条の2(令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては令第129条の2第1項並びに令第125条第1項及び第3項を除く)の規定に適合しないこと			
(五)		物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることにより扉等の開閉に支障があること			
(六)	屋上広場	屋上広場の確保の状況	目視により確認する	令第126条の規定に適合しないこと			
(七)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第121条の規定に適合しないこと			
(八)		手すり等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	著しい錆又は腐食があること			
(九)		物品の放置の状況	目視により確認する	避難の支障となる物品が放置されていること			

(イ) 調査項目		(ロ) 調査方法	(ハ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
					指摘なし	要是正	既存不適合	
(十)		避難器具の操作性の確保の状況	目視及び作動により確認する	避難ハッチが閉閉できないこと又は避難器具が使用できないこと				
(十一)	階段	直通階段の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第120条又は第121条又は122条(令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)にあっては、令第120条を除く)の規定に適合しないこと				
(十二)		幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する	令第23条、第24条又は第124条(令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)にあっては令第124条第1項第2号を除き、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)にあっては令第124条第1項を除く)の規定に適合しないこと				
(十三)		手すりの設置の状況	目視により確認する	令第25条の規定に適合しないこと				
(十四)		物品の放置の状況	目視により確認する	通行に支障となる物品が放置されていること				
(十五)		各階各部の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	歩行上支障があるひび割れ、鏽、腐食等があること				
(十六)	屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第123条第1項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)にあっては第一号及び第六号を除く)の規定に適合しないこと				
(十七)	屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第123条第2項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)にあっては第2項第2号を除く)の規定に適合しないこと				
(十八)		開放性の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する	開放性が阻害されていること				
(十九)	特別避難階段	令第123条第3項第一号に規定するバルコニー(以下単に「バルコニー」という)又は付室(以下単に「付室」という)の構造及び面積の確保の状況	設計図書等により特別避難階段の位置及びバルコニー又は付室の構造を確認する	令第123条第3項(令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)にあっては第一号、第二号、第十号(屋内からバルコニー又は付室に通じる出入口に係る部分に限る)及び第12号を除き、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)にあっては第一号から第三号まで、第十号及び第十二号を除く)の規定に適合しないこと				
(二十)		階段室又は付室(以下「付室等」という)の排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する	排煙設備が設置されていないこと				
(二十一)		付室等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる	排煙設備が作動しないこと				
(二十二)		付室等の外気に向かって開くことのできる窓の状況	目視及び作動により確認する	外気に向かって開くことのできる窓が開閉しないこと又は物品により排煙し支障があること				
(二十三)		物品の放置の状況	目視により確認する	バルコニー又は付室に物品が放置されていること				
(二十四)	排煙設備等	防煙壁	防火区画の設置の状況	設計図書等により確認する	令第126条の3の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く			
(二十五)		防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	防煙壁にき裂、損傷、変形があること				

(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
					指摘なし	要是正	既存不適合	
(二十六)		可動式防煙壁作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することにより足りる	可動式防煙壁が作動しないこと				
(二十七)	排煙設備	排煙設備の設置の状況	設計図書等により確認する	令第126条の2の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難前々性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く				
(二十八)		排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することにより足りる	排煙設備が作動しないこと				
(二十九)		排煙口の維持保全の状況	目視により確認するとともに、開閉を確認する	排煙口が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること				
(三十)	その他の設備等	非常用の新入口等の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第126条の6又は第126条の7の規定に適合しないこと				
(三十一)		非常用の新入口等の維持保全の状況	設計図書等により確認する	物品が放置され進入に支障があること				
(三十二)	非常用エレベーター	令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー(以下単に「乗降ロビー」という)の構造及び面積の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第129条の13の3第3項の規定に適合しないこと				
(三十三)		昇降路又は乗降ロビー(以下「乗降ロビー」という)の排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する	排煙設備が設置されていないこと				
(三十四)		乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することにより足りる	排煙設備が作動しないこと				
(三十五)		乗降ロビー等の外気に向かって開くことのできる窓の状況	目視により確認するとともに、開閉を確認する	外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙し支障があること				
(三十六)		物品の放置の状況	目視により確認する	乗降ロビーに物品が放置されていること				
(三十七)		非常用エレベーターの作動の状況	非常用エレベーターの作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することにより足りる	非常用エレベーターが作動しないこと				
(三十八)	非常用の出入口等照明装置	非常用の照明装置の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第126条の4の規定に適合しないこと				
(三十九)		非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することにより足りる	非常用の照明装置が作動しないこと				
(四十)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する	照明の妨げとなる物品が放置されていること				
六 その他	(一) 特殊な構造等	膜構造建築物の膜体取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することにより足りる	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること			

(イ) 調査項目			(ロ) 調査方法	(ハ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適格	
(二)		膜張力及びケーブル張力の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年に以内に実施した点検の記録がある場合については、当該記録により確認することである	膜張力又はケーブル張力が低下していること					
(三)	免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況(免震装置が可視状態にある場合に限る)	目視により確認するとともに、3年に以内に実施した点検の記録がある場合については、当該記録により確認することである	鋼材部分に著しい錆、腐食等があること					
(四)		上部構造の可動の状況	目視により確認する。ただし、3年に以内に実施した点検の記録がある場合については、当該記録により確認することである	上部構造の水平移動に支障がある状態となっていること又は障害物があること					
(五)	避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断していること					
(六)	煙突 建築物における煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	煙突本体及び建築物との接合部に著しいひび割れ、肌別れ等があること					
(七)		付帯金物劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	付帯金物に著しい錆、腐食等があること					
(八)	令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	煙突本体に鉄筋露出若しくは腐食又は著しい錆、錆汁、ひび割れ、欠損等があること					
(九)		付帯金物劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	アンカーボルト等に著しい錆、腐食、緊結不良等があること					

上記以外の調査項目又は特記事項

点検配置(総括表) 建基法-2

点検基礎情報		建物基本情報	
点検・確認対象	・ 建築物	建物名称(棟名)	
法定点検対象分類	・ 建築設備(昇降機以外)	建物構造	
点検者分類	・ 当該施設職員	建物延べ面積	
点検者(組織名)	・ 当該施設以外の職員	棟番号	
	・ 外部委託	建物階数	地上 地下 階 塔屋 階
点検者の資格区分	・ 一級建築士	竣工年月	年 月
	・ 二級建築士	備考	
	・ 建築設備検査員		
確認者(組織名)			

一 換気設備 別表第一 ※最終改正 令和元年6月25日施行 国土交通省告示第200号

	(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適格	
一 法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く)	(一)	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む)の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という)第129条の2の5第2項第3号の規定に適合しないこと				
	(二)		給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること				
	(三)		各居室の給気口及び排気口の設置位置	給気口及び排気口の位置関係を目視及び設計図書等により確認するとともに、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。	著しく局所的な空気の流れが生じていること				
	(四)		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること				
	(五)		風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと				
	(六)		風道の材質	目視又は触診により確認する	令第129条の2の5第2項第5号の規定に適合しないこと				
	(七)		給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること				
	(八)		換気扇による換気の状態	目視により確認する	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること				
(九)	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む)の性能	各居室の換気量	給気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。ただし、風速の測定が困難な場合にあっては、在室者がほぼ設計定員の状態において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認する。 $V = 3600 \cdot v \cdot A \cdot C$ この式において、V、v、A及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気量(単位 一時間につき立方メートル) v 平均風速(単位 一秒につきメートル) A 給気口断面積(単位 平方メートル) C 次の式により計算した給気量に対する外気の混合比 $C = \frac{V2}{V1}$ この式においてV1及びV2は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V1 空気調和設備の送風空気量(単位 一時間につき立方メートル) V2 空気調和設備への取り入れ外気量(単位 一時間につき立方メートル)	令第20条の2第1号ロ若しくはハの規定に適合しないこと又は風速の測定が困難な場合にあっては、次のイ若しくはロのいずれかに該当すること。イ 還気の二酸化炭素含有率を確認した場合にあっては、還気の二酸化炭素含有率が百万分の千を超えていること。ロ 還気と外気の二酸化炭素含有率の差を確認した場合にあっては、還気と外気の二酸化炭素含有率の差が百万分の六百五十を超えていること。					

	(十)		中央管理室における制御及び作動の状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状態を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと						
中央管理方式の空調和設備	(十一)	空調和設備の主要機器及び配管の外観	空調和設備の設置の状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること						
	(十二)		空調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	空調和機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食があること						
	(十三)		空調和設備の運転の状況	目視又は触診により確認する	運転時に異常な音、異常な振動又は異常な発熱があること						
	(十四)		空気ろ過器の点検口	目視により確認する	昭和45年建設省告示第1832号第4号の規定に適合しないこと又は点検用の十分な空間が確保されていないこと						
	(十五)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離	目視により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する	令第129条の2の5第2号の規定に適合しないこと						
	(十六)	空調和設備の性能	各居室の温度	居室の中央付近において温度計により測定する。	令第129条の2の5第3項の表(4)項の規定に適合しないこと						
	(十七)		各居室の相対湿度	居室の中央付近において湿度計により測定する。	令第129条の2の5第3項の表(5)項の規定に適合しないこと						
	(十八)		各居室の浮遊粉じん量	居室の中央付近において粉じん計により測定する。	令第129条の2の5第3項の表(1)項の規定に適合しないこと						
	(十九)		各居室の一酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。	令第129条の2の5第3項の表(2)項の規定に適合しないこと						
	(二十)		各居室の二酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。	令第129条の2の5第3項の表(3)項の規定に適合しないこと						
	(二十一)		各居室の気流	居室の中央付近において風速計により測定する。	令第129条の2の5第3項の表(6)項の規定に適合しないこと						
二換気設備を設けるべき調理室等	(一)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質	目視又は触診により確認する	不燃材料でないこと						
	(二)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること						
	(三)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	目視により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する	令第20条の3第2項第1号イ(3)、(4)、(6)又は(7)の規定に適合しないこと						
	(四)		給気口、排気口及び排気フードの位置	目視により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する	令第20条の3第2項第1号イ(1)又は(2)の規定に適合しないこと						
	(五)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	目視又は触診により確認する	鳥の巣等により給排気が妨げられていること						
	(六)		排気筒及び煙突の断熱の状況	目視又は触診により確認する	断熱材に脱落又は損傷があること。						

	(七)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	目視により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する	令第115条第1項第3号イ(2)又は第2項の規定に適合しないこと					
	(八)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	目視又は触診により確認する	昭和45年建設省告示第1826号第4第2号又は第3号の規定に適合しないこと					
	(九)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況(密閉型燃焼器具の煙突を除く)	目視により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する	令第115条第1項第1号又は第2項の規定に適合しないこと					
	(十)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	目視により確認する	昭和45年建設省告示第1826号第4第4号の規定に適合しないこと					
	(十一)		換気扇による換気の状況	目視により確認する	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること					
	(十二)		給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する	機器に損傷があること、取り付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					
	(十三)		機械換気設備の換気量	排気口の同一断面積内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を測定し、次の式により換気量を算出する $V=3600 \ v A$ この式において、V、v及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする V 換気量(単位 一時間につき立方メートル) v 平均風速(単位 一秒につきメートル) A 開口断面積(単位 平方メートル)	令第20条の3第2項第1号イ又は昭和45年建設省告示第1826号第3の規定に適合しないこと					
三 法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室等	(一)	防火ダンパー等(外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)	防火ダンパーの設置の状況	設計図書等により確認するとともに、目視により確認する	令第112条第20項の規定に適合しないこと					
	(二)		防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する	平成12年建設省告示第1376号第1の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること					
	(三)		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する	ダンパーが円滑に作動しないこと					
	(四)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること					
	(五)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視により確認する	平成12年建設省告示第1376号第3の規定に適合しないこと					
	(六)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと					
	(七)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況	目視により確認する	平成12年建設省告示第1376号第2の規定に適合しないこと					
	(八)		運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置	目視により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に適合しないこと。熱感知器にあつては昭和48年建設省告示第2563号第2第2号ロ(2)の規定に適合しないこと					

(九)	連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。	感知器と連動して作動しないこと					
次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。								
	1項(三)、(九)及び(十六)から(二十一)まで、2項(十三)並びに3項(九)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同等の方法で実施した検査等の記録						
	1項(一)、(二)、(五)から(八)まで、(十)から(十二)まで、(十四)及び(十五)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員(以下「一級建築士等」という。)が実施した検査の記録						
	1項(四)及び(十三)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録						

二 排煙設備 別表第二

	(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適格	
一 令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等	(一)	排煙機 排煙機の外観	排煙機の設置の状況	目視又は触診により確認する	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること				
			排煙風道との接続の状況	目視により確認する	接続部に破損又は変形があること				
			排煙出口の設置の状況	目視により確認する	排出された煙により他への影響のおそれがあること				
			排煙出口の周囲の状況	目視により確認する	煙の排出を妨げる障害物があること				
			屋外に設置された排煙出口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する	浸入した雨水等を排出できないこと				
	(二)	排煙機の性能	排煙口の開放との連動起動の状況	作動の状況を確認する	排煙口と連動して排煙機が作動しないこと				
			作動の状況	聴診又は触診により確認する	排煙機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること				
			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する	予備電源により作動しないこと				
			排煙機の排煙風量	煙排出口の同一断面内から五箇所を隔たりなく抽出し、風速計を用いて一点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する $Q=60AVm$ この式において、Q、A及びVmは、それぞれ次の数値を表すものとする Q 排煙風量(単位 一分につき立方メートル) A 排煙口面積(単位 平方メートル) Vm 平均風速(単位 一秒につきメートル)	令第123条第3項第2号若しくは第129条の13の3第13項(これらの規定中国土交通大臣が定めた構造方法のうち排煙機に係る部分に限る)又は第126条の3第1項第9号(令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第123条第3項第2号及び第126条の3第1項第9号を除く。)の規定に適合しないこと				
			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと				

(十一)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の位置	目視により確認する	平成12年建設省告示第1436号第3号又は令第126条の3第1項第3号の規定に適合しないこと ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く						
(十二)			排煙口の周囲の状況	目視により確認する	排煙口の周囲に開放を妨げる障害物があること						
(十三)			排煙口の取付けの状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること						
(十四)			手動開放装置の周囲の状況	目視により確認する	周囲に障害物があり操作できないこと						
(十五)			手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視により確認する	令第126条の3第1項第5号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く						
(十六)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する	排煙口の開放が手動開放装置と連動していないこと						
(十七)			排煙口の開放の状況	目視又は聴診により確認する	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があること						
(十八)			排煙口の排煙風量	排煙口の同一断面内から五箇所を隔たりなく抽出し、風速計を用いて一点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する $Q=60AVm$ この式において、Q、A及びVmは、それぞれ次の数値を表すものとする Q 排煙風量(単位 一分につき立方メートル) A 排煙出口面積(単位 平方メートル) Vm 平均風速(単位 一秒につきメートル)	排煙口の同一断面内から五箇所を隔たりなく抽出し、風速計を用いて一点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する $Q=60AVm$ この式において、Q、A及びVmは、それぞれ次の数値を表すものとする Q 排煙風量(単位 一分につき立方メートル) A 排煙出口面積(単位 平方メートル) Vm 平均風速(単位 一秒につきメートル)	令第126条の3第1項第9号の規定に適合しないこと ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く					
			(十九)	中央管理室における制御及び状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと					
(二十)					煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	排煙口が連動して開放しないこと				
(二十一)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること						
(二十二)			排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること						
(二十三)			排煙風道の材質	目視により確認する	令第126条の3第1項第2号の規定に適合しないこと ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く						
(二十四)			防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する	令第126条の3第1項第7号の規定に適合しないこと ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く						
(二十五)			排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	目視により確認するより確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する	断熱材に脱落又は損傷があること又は令第126条の3第1項第7号で準用する令第115条第1項第3号イ(2)の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。						
(二十六)			防火ダンパー(外壁の開口部で延焼のおそれのある)	防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと					

(二十七)	部分に設けるものを除く。)	防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する	ダンパーが円滑に作動しないこと					
(二十八)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること					
(二十九)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口に有無	目視により確認する	天井、壁等に一边の長さが45cm以上の保守点検が容易に行える点検口並びに防火設備の閉開及び作動状態を確認できる検査口が設けられていないこと					
(三十)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと					
(三十一)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況(防火ダンパーが令第112条第19項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に設けられている場合に限る)	目視により確認する	防火ダンパーと防火区画との間の風道が厚さ1.5mm以上の鉄板で造られていないこと又は鉄鋼モルタル塗その他の不燃材料で被覆されていないこと					
(三十二)	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外觀	排煙口及び給気口の大きさ及び位置	目視により確認する	平成12年建設省告示第1437号第1号ロ又はハ及び第2号ロ又はハの規定に適合しないこと ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く					
(三十三)		排煙口及び給気口の周囲の状況	目視により確認する	周囲に排煙又は給気を妨げる障害物があること					
(三十四)		排煙口及び給気口の取付けの状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					
(三十五)		手動開放装置の周囲の状況	目視により確認する	周囲に障害物があり操作できないこと					
(三十六)		手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視により確認する	令第126条の3第1項第5号の規定に適合しないこと ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く					
(三十七)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量	排煙口の同一断面内から五箇所を隔たりなく抽出し、風速計を用いて一点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する $Q=60AVm$ この式において、Q、A及びVmは、それぞれ次の数値を表すものとする Q 排煙風量(単位 一分につき立方メートル) A 排煙口面積(単位 平方メートル) Vm 平均風速(単位 一秒につきメートル)	令第126条の3第2項の規定に適合しないこと ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く					
(三十八)		中央管理室における制御及び状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと					
(三十九)		煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	排煙口が運動して開放しないこと					
(四十)	特殊な構造の排煙設備の給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること					
(四十一)		給気風道の材質	目視により確認する	令第126条の3第1項第2号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く					

(四十二)		給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること				
(四十三)		防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する	令126条の3第1項第7号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く				
(四十四)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること				
(四十五)		給気風道との接続の状況	目視により確認する	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること				
(四十六)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と運動起動の状況	作動の状況を確認する	令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く				
(四十七)		作動の状況	聴診又は触診により確認する	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること				
(四十八)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する	予備電源により作動しないこと				
(四十九)		給気送風機の給気風量	吸込口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により給気風量を算出する $Q=60AVm$ この式において、Q、A及びVmは、それぞれ次の数値を表すものとする Q 給気風量(単位 1分につき立方メートル) A 吸込口面積(単位 平方メートル) Vm 平均風速(単位 1秒につきメートル)	令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く				
(五十)		中央管理室における制御及び状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと				
(五十一)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	目視により確認する	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること				
(五十二)		吸込口の周囲の状況	目視により確認する	周囲に給気を妨げる障害物があること				
(五十三)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する	浸入した雨水等を排出できないこと				
二 令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー	(一)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	作動の状況を確認する	運動して作動しないこと			
	(二)		給気口の周囲の状況	目視により確認する	周囲に給気を妨げる障害物があること			
	(三)	加圧防排煙設備	排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること		
	(四)		排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること			
	(五)		排煙風道の材質	目視により確認する	不燃材料で造られていないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く			
	(六)	給気口の外観	給気口の周囲の状況	目視により確認する	周囲に給気を妨げる障害物があること			

(七)		給気口の取付けの状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					
(八)		給気口の自動開放装置の設置の状況	目視により確認する	周囲に障害物があり操作できないこと					
(九)		給気口の自動開放装置の操作方法の表示の状況	目視により確認する	平成28年国土交通省告示第696号第5号イ(2) (i)の規定に適合しないこと ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く					
(十)	給気口の性能	給気口の自動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する	自動開放装置と連動して給気口が開放しないこと					
(十一)		給気口の開放の状況	目視又は触診により確認する	開放時に気流により閉鎖すること又は著しい振動があること					
(十二)	給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること					
(十三)		給気風道の材質	目視により確認する	不燃材料で造られていないこと。ただし、令第129条の2第1項又は第129条の2の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く					
(十四)		給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること					
(十五)	給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					
(十六)		給気風道との接続の状況	目視により確認する	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること					
(十七)	給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する	平成28年国土交通省告示第696号第5号イ(5)の規定に適合しないこと ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く					
(十八)		給気送風機の作動の状況	聴診又は触診により確認する	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること					
(十九)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する	予備電源により作動しないこと					
(二十)		中央管理室における制御及び状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと					
(二十一)	給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	目視により確認する	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること					
(二十二)		吸込口の周囲の状況	目視により確認する	周囲に給気を妨げる障害物があること					
(二十三)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する	浸入した雨水等を排出できないこと					
(二十四)	遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速	加圧防排煙設備を作動させた状態で遮煙開口部の開口幅を40cm開放し、同一断面内から9箇所を隔たりなく抽出し、風速計を用いて一点につき30秒以上継続して風速を測定する。	平成28年国土交通省告示第696号第5号ハの規定に適合しないこと ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く					

	(二十五)	空気逃し口の性能	空気逃し口の大きさ及び位置	目視により確認する	平成28年国土交通省告示第696号第5号ロの規定に適合しないこと ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く					
	(二十六)		空気逃し口の周囲の状況	目視により確認する	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること					
	(二十七)		空気逃し口の取付けの状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					
	(二十八)		空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況	目視により確認する	給気口と連動して空気逃し口が開放しないこと				
	(二十九)		圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置	目視により確認する	平成28年国土交通省告示第696号第5号ハの規定に適合しないこと ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く				
	(三十)			圧力調整装置の周囲の状況	目視により確認する	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること				
	(三十一)			圧力調整装置の取付けの状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと、又は著しい腐食、損傷等があること				
(三十二)	圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況	目視により確認する	扉の閉鎖と連動して開放しないこと						
三 令第126条の2第1項に規定する居室等	(一)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況	作動の状況を確認する	片手で容易に操作できないこと					
	(二)		手動降下装置による連動の状況	作動の状況を確認する	連動して作動しないこと					
	(三)		煙感知器による連動の状況	作動の状況を確認する	連動して作動しないこと					
	(四)		可動防煙壁の材質	目視により確認する	不燃材料でないこと					
	(五)		可動防煙壁の防煙区画	目視により確認する	脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと					
	(六)		中央管理室における制御及び状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと					
四 予備電源	(一)	自家 用発 電装 置	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する	令第112条第19項若しくは第20項又は令第129条の2の4第1項第7号の規定に適合しないこと					
	(二)		発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する	自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を30分以上運転できないこと					
	(三)		発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること					
	(四)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく30分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと					
	(五)		始動用の空気層の圧力	圧力計を目視により確認するとともに、聴診により確認する	空気層の自動充機圧力が、高圧側で2.2から2.9メガパスカル、低圧側で0.7から1.0メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと					
	(六)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定すること	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること					

(七)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する	配管の接続部等に漏洩等があること					
(八)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと					
(九)		自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					
(十)		自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る)	室内の温度を温度計より測定するとともに、作動の状況を確認する	給排気が十分でなく室内温度が摂氏40℃を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと					
(十一)		接地線の接続の状況	目視により確認する	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること					
(十二)		絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第58条の規定値を下回っていること					
(十三)	自家用発電装置の性能	電源の切り替えの状況	作動の状況を確認する	予備電源への切り換えができないこと					
(十四)		始動の状況	作動の状況を確認する	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から40秒以内に確立しないこと					
(十五)		運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する	運転中に異常な音、異常な振動等があること					
(十六)		排気の状況	目視により確認する	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること					
(十七)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する	運転中に異常な音又は異常な振動等があること					
(十八)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	目視又は触診により確認する	据付けが堅固でないこと、アンカーボルト等に著しい腐食があること又は換気が十分でないこと				
(十九)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足りず30分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと					
(二十)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定すること	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること					
(二十一)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと					
(二十二)		給気部及び排気管の取付けの状況	目視により確認する	変形、損傷、き裂等があること					
(二十三)		Vベルト	目視又は触診により確認する	ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみが大きいこと					
(二十四)		接地線の接続の状況	目視により確認する	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること					
(二十五)		絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の既定値を下回っていること					
(二十六)	直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する	正常に作動若しくは停止できないこと、排煙口の開放と連動して直結エンジンが作動しないこと又は運転中に異常な音、異常な振動等があること					
次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。									

	1項(九)、(十八)、(二十)、(三十七)、(三十九)及び(四十九)並びに2項(二十四)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録					
	1項(二)、(四)、(六)から(八)まで、(十)、(十二)から(十四)まで、(十六)、(十九)、(二十一)、(二十二)及び(二十七)、2項(一)から(四)まで、(六)から(八)まで(十)、(十二)、(十三)、(十六)から(十八)まで及び(二十六)から(二十八)まで、3項(二)、(三)、(五)及び(六)並びに4項(三)から(八)まで及び(十)から(十七)まで	前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録					

三 非常用の照明装置 別表第三

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適合	
一 照明器具	(一)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	目視により確認する	昭和45年建設省告示第1830号第1第1号の規定に適合しないこと				
	(二)		照明器具の取付けの状況	目視及び触診により確認する	天井その他の取付け部に正しく固定されていないこと又は予備電源内蔵コンセント型照明器具である場合は、差込みプラグが壁等に固定されたコンセントに直接接続されていないこと若しくはコンセントから容易に抜ける状態であること				
二 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家発電装置	(一)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況	作動の状況を確認する	昭和45年建設省告示第1830号第3第2号の規定に適合しないこと				
	(二)	照度	照度の状況	避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平面積において低照度測定用照度計により測定する	昭和45年建設省告示第1830号第4の規定に適合しないこと				
	(三)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況	目視により確認する	非常用の照明装置である旨の表示がないこと				
	(四)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	目視又は触診により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する	令第112条第19項又は令第129条の2の4第1項第7号の規定に適合しないこと				
三 電源別置形の蓄電池及び自家発電装置	(一)	配線	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	目視により確認する	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと				
	(二)		電気回路の接続の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて回路計により測定する	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと				
	(三)		接続部(幹線分岐及びボックス内に限る)の耐熱処理の状況	目視により確認する	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと				
	(四)		予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	目視により確認する	昭和45年建設省告示第1830号第2第3号の規定に適合しないこと				
	(五)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	作動の状況を確認する	昭和45年建設省告示第1830号第3の規定に適合しないこと				
	(六)		蓄電池設備と自家発電装置併用の場合の切替えの状況	作動までの時間を確認する	昭和45年建設省告示第1830号第3の規定に適合しないこと				
四 電池内蔵形の蓄電池	(一)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況	目視により確認する	点灯スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと				
	(二)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	目視により確認する	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと				
五 電源別置形の蓄電池	(一)	蓄電池	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する	令第112条第19項若しくは第20項又は令第129条の2の4第1項第7号の規定に適合しないこと。				
	(二)	蓄電池等の状況	蓄電池室の換気の状況	室内の温度を温度計により測定する	室温が摂氏40℃を超えていること				

	(三)		蓄電池の接地の状況	目視又は触診により確認する	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること						
	(四)	蓄電池の性能	電圧	電圧計により測定する	電圧が正常でないこと						
	(五)		電解液比重	比重計により測定する	電解液比重が適正でないこと						
	(六)		電解液の温度	温度計により測定する	電解液の温度が摂氏45℃をこえていること						
	(七)		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する	令第112条第19項若しくは第20項又は令第129条の2の4第1項第7号の規定に適合しないこと					
	(八)	キュービクルの取付けの状況		目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと						
六 自家用発電装置	(一)	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する	令第112条第19項若しくは第20項又は令第129条の2の4第1項第7号の規定に適合しないこと						
	(二)		発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する	自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を30分以上運転できないこと						
	(三)		発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する	端子部の締付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること						
	(四)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく30分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと						
	(五)		始動用の空気層の圧力	圧力計を目視により確認するとともに、聴診により確認する	空気層の自動充気圧力が、高圧側で2.2から2.9メガパスカル、低圧側で0.7から1.0メガパスカルに維持されてないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと						
	(六)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認し及び蓄電池電圧を電圧計により測定する	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること						
	(七)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する	配管の接続部等に漏洩等があること						
	(八)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと						
	(九)		自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること						
	(十)		自家用発電機室の給排気の状況(屋内に接地されている場合に限る)	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する	給排気状態が十分でなく室内温度が摂氏40℃を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと						
	(十一)		接地線の接続の状況	目視により確認する	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること						
	(十二)		絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の規定値を下回っていること						
	(十三)		自家用発電装置等の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する	予備電源への切り替えができないこと					
	(十四)			始動の状況	作動の状況を確認する	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から40秒以内に確立しないこと					
	(十五)			運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する	運転中に異常な音、異常な振動等があること					
	(十六)			排気の状況	目視により確認する	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること					
	(十七)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する	運転中に異常な音、異常な振動等があること					
5項(二)から(六)まで並びに6項(三)から(八)まで及び(十)から(十七)までについては、前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる											

四 給水設備及び排水設備 別表第四

	(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適合	
一 飲料用の配管 設備及び排 水設備	(一)	飲料用配管及び排水管 (隠蔽部分及び埋設部 分を除く)	配管の取付けの状況	目視により確認する	平成12年建設省告示第1388号第4第1号の規定に 適合しないこと				
	(二)		配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する	配管に腐食又は漏水があること				
	(三)		配管が貫通する箇所の損傷防止措 置の状況	目視により確認する	平成12年建設省告示第1388号第4第2号の規定に 適合しないこと				
	(四)		継手類の取付けの状況	目視により確認する	平成12年建設省告示第1388号第4第3号の規定に 適合しないこと				
	(五)		保温措置の状況	目視により確認する	令第129条の2の4第1項第5号又は第2項第4号の 規定に適合しないこと				
	(六)		防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する	令第129条の2の4第1項第2号又は第7号の規定に 適合しないこと				
	(七)		配管の支持金物	目視により確認する	平成12年建設省告示第1388号第4第1号又は第4 号の規定に適合しないこと				
	(八)		飲料水系統配管の汚染防止措置の 状況	目視により確認する	令第129条の2の4第2項第1号又は第2号の規定に 適合しないこと				
	(九)		止水弁の設置の状況	目視により確認する	昭和50年建設省告示第1597号第1第1号ロの規定 に適合しないこと				
	(十)		ウォーターハンマーの防止措置の 状況	目視により確認する	昭和50年建設省告示第1597号第1第1号イの規定 に適合しないこと				
	(十一)		給湯管及び膨張管の設置の状況	目視により確認する	平成12年建設省告示第1388号第4第4号の規定に 適合しないこと				
二 飲料水の配管 設備	(一)	飲料用の給水タンク及び 貯水タンク(以下「給水タ ンク等」といふ)並びに給 水ポンプ	給水タンク等の設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応 じて鋼製巻尺等により測定する	昭和50年建設省告示第1597号第1第2号イ又はロ の規定に適合しないこと				
	(二)		給水タンク等の通気管、水抜き管、 オーバーフロー管等の設置の状況	目視により確認する	昭和50年建設省告示第1597号第1第1号又は第2 号の規定に適合しないこと				
	(三)		給水タンク等の腐食及び漏水の状 況	目視により確認する	令第129条の2の4第2項第5号の規定に適合しない こと				
	(四)		給水用圧力タンクの安全装置の状 況	作動の状況を確認する	令第129条の2の4第1項第4号の規定に適合しない こと				
	(五)		給水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の 状況を確認する	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定 格水圧がないこと				
	(六)		給水タンク及びポンプ等の取付けの 状況	目視又は触診により確認する	平成12年建設省告示第1388号第1又は第2の規定 に適合しないこと				
	(七)		給水タンク等の内部の状況	目視により確認する	藻等の異物があること				
	(八)	給湯設備(循環ポンプを 含む)	給湯設備(ガス湯沸器を除く)の取 付けの状況	目視又は触診により確認する	平成12年建設省告示第1388号第2又は第5の規定 に適合しないこと				
	(九)		ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する	平成12年建設省告示第1388号第2又は第5の規定 に適合しないこと又は引火性危険物のある場所及び 燃焼廃ガスの上昇する位置に取り付けていること				
	(十)		給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視により確認する	本体に腐食又は漏水があること				
三 排水設備	(一)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ	目視により確認するとともに、必要に応 じて鋼製巻尺等により測定する	昭和50年建設省告示第1597号第2第2号ロの規定 に適合しないこと				
	(二)		排水槽の通気の状況	目視により確認する	昭和50年建設省告示第1597号第2第2号ホの規定 に適合しないこと				
	(三)		排水漏れの状況	目視により確認する	漏れがあること				

(四)		排水ポンプの設置の状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること						
(五)		排水ポンプの運転状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと						
(六)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況	作動の状況を確認する	昭和44年建設省告示第1730号第3第3号又は第4号の規定に適合しないこと						
(七)	排水再利用配管設備 (中水道を含む)	雑用水の用途	雑用水に着色等を行い、目視等により確認する	令第129条の2の4第2項第1号又は昭和50年建設省告示第1597号第2第6号ハの規定に適合しないこと						
(八)		雑用水給水栓の表示の状況	目視により確認する	昭和50年建設省告示第1597号第2第6号ニの規定に適合しないこと						
(九)		配管の標識等	目視により確認する	昭和50年建設省告示第1597号第2第6号ロの規定に適合しないこと						
(十)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと、又は著しい腐食、損傷等があること						
(十一)		消毒装置	目視により確認する	消毒液がなくなり、装置が機能しないこと						
(十二)		その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況	目視により確認する	令第129条の2の4第2項第2号の規定に適合しないこと、取付けが堅固でないこと又は損傷があること				
(十三)			排水トラップ	排水トラップの取付けの状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する	昭和50年建設省告示第1597号第2第3号イ、ロ、ハ又はニの規定に適合しないこと				
(十四)	阻集器		阻集器の構造、機能及び設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する	昭和50年建設省告示第1597号第2第4号イ、ロ又はハの規定に適合しないこと					
(十五)	排水管		公共下水道等への接続の状況	目視により確認する	令第129条の2の4第3項第3号の規定に適合しないこと					
(十六)			雨水排水立て管の接続の状況	目視により確認する	昭和50年建設省告示第1597号第2第1号ハの規定に適合しないこと					
(十七)			排水の状況	目視により確認する	排水勾配がないこと又は流れていないこと					
(十八)			掃除口の取付けの状況	目視により確認する	昭和50年建設省告示第1597号第2第1号イの規定に適合しないこと					
(十九)			雨水系統との接続の状況	目視により確認する	昭和50年建設省告示第1597号第2第3号イの規定に適合しないこと					
(二十)			間接排水の状況	目視により確認する	昭和50年建設省告示第1597号第2第1号ロの規定に適合しないこと又は損傷があること					
(二十一)	通気管		通気開口部の状況	目視により確認する	昭和50年建設省告示第1597号第2第5号ハの規定に適合しないこと					
(二十二)		通気管の状況	目視又は嗅診により確認する	昭和50年建設省告示第1597号第2第2号イ又は第5号の規定に適合しないこと又は損傷があること						
次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(ハ)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。										
	1項((二)を除く。)、2項((二)、(三)及び(七)を除く。) 並びに3項((二)、(三)、(五)、(十一)、(十四)及び(二十二))	前回の検査後にそれぞれ(ハ)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録								
	1項(二)、2項(二)、(三)及び(七)並びに3項(二)、(三)、(五)、(十一)、(十四)及び(二十二)	前回の検査後にそれぞれ(ハ)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録								

上記以外の調査項目又は特記事項

点検記録(総括表) 防火-2

点検基礎情報				建物基本情報					
点検・確認対象	・ 敷地	・ 建築物		建物名称(棟名)					
法定点検対象分類	・ 防火設備			建物構造					
点検者分類	・ 当該施設職員	・ 当該施設以外の職員	・ 外部委託	建物延べ面積					
点検者(組織名)				棟番号					
点検者の資格区分	・ 一級建築士	・ 二級建築士		建物階数	地上	地下	階	塔屋	階
	・ 特殊建築物等調査資格者	・ H17国土交通省告示第572号による資格者		竣工年月	年 月				
確認者(組織名)				備考					

別表第一 平成28年6月1日施行

(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
					指摘なし	要是正	既存不適合	
(一)	防火扉設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることにより防火扉の閉鎖に支障があること				
	扉、枠及び金物	扉の取付けの状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと				
		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること				
	(四)	危害防止装置	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する	運動エネルギーが10ジュールを超えること又は閉鎖力が150ニュートンを超えること			
(五)	連動機構 煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号2(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号2(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと				
		感知の状況	(十六)の項又は(十七)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる	適正な時間内に感知しないこと				
(七)	温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること				
(八)	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと				
		結線接続の状況	目視又は触診により確認する	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること				
		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する	接地線が接地端子に緊結されていないこと				
(十一)		予備電源への切り替えの状況	目視により確認する	自動的に予備電源に切り替わらないこと				

(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
					指摘なし	要是正	既存不適合	
(十二)	運動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること				
(十三)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する	容量が不足していること				
(十四)	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷、若しくは著しい腐食があること				
(十五)		再ロック防止機構の作動の状況	閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する	防火扉が自動的に再閉鎖しないこと				
(十六)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を動作させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉((十七)の項の点検が行われるものを除く)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する	防火扉が正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと				
(十七)		防火区画(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という)第120条第9項の規定による区画に限る)の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を動作させ、複数の防火扉の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する	防火扉が正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと				

別表第二

(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
					指摘なし	要是正	既存不適合	
(一)	防火シャッター 設置場所の周囲状況 駆動装置((二)の項から(四)の項までの点検については、日常的に閉鎖するものに限る)	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることにより防火シャッターの閉鎖に支障があること				
(二)		軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	目視、聴診又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと				
(三)		スプロケットの設置の状況	目視により確認する	巻取りシャフトと開閉器のスプロケットに心ずれがあること				
(四)		軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する	変形、損傷、著しい腐食、異常音又は異常な振動があること				
(五)		ローラーチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること				
(六)	カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	防火シャッターを閉鎖し、目視により確認する	スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又はスラットに片流れ若しくは固着があること				
(七)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと				
(八)	ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	ケースに外れがあること				

(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等	
					指摘なし	要是正	既存不適合		
(九)	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること					
(十)	連動機構	危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視により確認する	劣化、損傷又は脱落があること				
(十一)		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること					
(十二)		危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する	容量が不足していること					
(十三)		座板感知器の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知器を作動させ、防火シャッターの降下を停止することを確認する	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止しないこと					
(十四)		作動の状況	防火シャッターの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、シャッターカーテンの質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により防火シャッターの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する	運動エネルギーが10ジュールを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が5cmを超えること又は防火シャッターが再降下しないこと					
(十五)		煙感知器、熱複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号2(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあつては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号2(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと				
(十六)		感知の状況	(二十六)の項又は(二十七)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる	適正な時間内に感知しないこと					
(十七)	温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること					
(十八)	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと					
(十九)		結線接続の状況	目視又は触診により確認する	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること					
(二十)		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する	接地線が接地端子に緊結されていないこと					
(二十一)		予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する	自動的に予備電源に切り替わらないこと					
(二十二)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること					
(二十三)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷、若しくは著しい腐食があること					
(二十四)	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷、若しくは著しい腐食があること					

(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
					指摘なし	要是正	既存不適合	
(二十五)	手動開閉装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること				
(二十六)	総合的な作動の状況	防火シャッターの開鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を動作させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッター((二十七)の項の点検が行われるものを除く)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと				
(二十七)		防火区画(令第112条第9項の規定による区画に限る)の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を動作させ、複数の防火シャッターの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと				

別表第三

(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
					指摘なし	要是正	既存不適合	
(一)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることにより耐火クロススクリーンの閉鎖に支障があること			
(二)		駆動装置	ローラーチェーンの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること			
(三)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること			
(四)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は聴診により確認する	変形、若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固ではないこと			
(五)		ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	ケースに外れがあること			
(六)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること			
(七)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視により確認する	劣化、損傷又は脱落があること			
(八)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること			
(九)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する	容量が不足していること			
(十)			座板感知器の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知器を動作させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は耐火クロススクリーンの降下が停止しないこと			

(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等	
					指摘なし	要是正	既存不適格		
(十一)		作動の状況	イ 巻取り式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する	運動エネルギーが10ジュールを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が5cmを超えること又は耐火クロススクリーンが再降下しないこと					
			ロ バランス式 耐火クロススクリーンの閉鎖時をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルケーシング等により閉鎖力を測定する	運動エネルギーが10ジュールを超えること又は閉鎖力が150ニュートンを超えること					
(十二)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあつては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと				
(十三)		感知の状況	(二十二)の項又は(二十三)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる	適正な時間内に感知しないこと					
(十四)	連動制御器		スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと				
(十五)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること				
(十六)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する	接地線が接地端子に緊結されていないこと				
(十七)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する	自動的に予備電源に切り替わらないこと				
(十八)	連動機構用予備電源		劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること				
(十九)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する	容量が不足していること				
(二十)	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること					
(二十一)	手動開閉装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること					

(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
					指摘なし	要是正	既存不適格	
(二十二)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を動作させ、全ての耐火クロススクリーン((二十三)の項の点検が行われるものを除く)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと				
(二十三)	防火区画(令第112条第9項の規定による区画に限る)の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を動作させ、複数の耐火スクリーンの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する	耐火スクリーンが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと					

別表第四

(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等	
					指摘なし	要是正	既存不適格		
(一)	ドレンチャーター等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることによりドレンチャーター等の作動に支障があること				
(二)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	目視により確認する	水幕を正常に形成できない位置に設置されていること又は塗装若しくは異物の付着等があること				
(三)		開閉弁	開閉弁の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること				
(四)		排水設備	排水の状況	次に掲げる方法のいずれかによる イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、放水し、排水の状況を目視により確認する ロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水せず、排水口のつまり等を目視により確認する	排水が正常に行われないこと				
(五)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	目視により確認する	変形、損傷若しくは著しい腐食があること、水質に著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量が確保されていないこと				
(六)			給水装置の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること				
(七)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	目視又は作動の状況により確認する	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと又はスイッチ類が機能しないこと				
(八)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること				
(九)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する	接地線が接地端子に緊結されていないこと				
(十)			ポンプ及び電動機の状況	目視又は触診により確認する	回転が円滑でないこと、潤滑油等が必要でないこと、装置若しくは配管への接続に緩みがあること又は基礎への取付けが堅固でないこと				
(十一)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する	自動的に予備電源に切り替わらないこと				
(十二)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること				

(イ) 検査項目		(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適合	
(十三)		加圧送水装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する	容量が不足していること					
(十四)		圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の附属装置の状況	目視又は作動の状況により確認する	変形、損傷、著しい腐食があること又は正常に作動しないこと					
(十五)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器(火災感知用ヘッド等の感知装置を含む)	設置位置 目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあつては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと					
(十六)		感知の状況	(二十五)の項又は(二十六)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする	適正な時間内に感知しないこと					
(十七)		制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと				
(十八)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること				
(十九)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する	接地線が接地端子に緊結されていないこと				
(二十)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する	自動的に予備電源に切り替わらないこと				
(二十一)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること				
(二十二)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する	容量が不足していること				
(二十三)		自動作動装置	設置の状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること				
(二十四)		手動開閉装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること				
(二十五)		総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況	次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等((二十六)の項の点検が行われるものを除く)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する イ 放水区域に放水することができる場合にあつては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法 ロ 放水区域に放水することができない場合にあつては、放水試験による方法	ドレンチャー等が正常に作動しないこと又は制御盤の表示灯が点灯しないこと				
(二十六)		防火区画(令第112条第9項の規定による区画に限る)の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、(二十五)の項(ハ)欄イ又はロに掲げる方法により複数のドレンチャー等の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する	ドレンチャー等が正常に作動しないこと、制御盤の表示灯が点灯しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと					

(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
					指摘なし	要是正	既存不適合	
上記以外の調査項目又は特記事項								

点検記録(総括表) 官公法一1

点検基礎情報				建物基本情報				
点検・確認対象	・ 敷地		・ 建築物		建物名称(棟名)			
法定点検対象分類	・ 建築物の敷地及び構造			建物構造				
点検者分類	・ 当該施設職員		・ 当該施設以外の職員		建物延べ面積			
点検者(組織名)				棟番号				
点検者の資格区分	・ 一級建築士		・ 二級建築士		建物階数		地上 地下 階 塔屋 階	
確認者(組織名)				竣工年月		年 月		
				備考				

別表 ※最終改正 平成29年4月1日施行 国土交通省告示第270号

	(イ)点検項目		(ロ)点検方法	(ハ)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適格	
一 敷地及び地盤	(一)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する	建物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること				
	(二)	敷地	敷地内の排水の状況	目視により確認する	排水管の詰まりによる汚水のおふれ等により衛生上問題があること				
	(三)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷状況	目視、下げ振り等により確認する	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること				
	(四)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること				
	(五)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する	水抜きパイプに詰まりがあること				
二 建築物の外部	(一)	基礎	基礎の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること				
	(二)		基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること				
	(三)	土台(木造に限る)	土台の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること				
	(四)		土台の劣化及び損傷の状況	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する	木材に著しい老朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金具に著しい錆、腐食等があること				
	(五)	外壁 躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	木材に著しい老朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金具に著しい錆、腐食等があること				
	(六)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	れんが、石等に割れ、ずれ等があること				
	(七)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積み変位等があること				
	(八)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	鋼材に著しい錆、腐食等があること				
	(九)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること				

(イ)点検項目		(ロ)点検方法	(ハ)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等	
					指摘なし	要是正	既存不適格		
	(十)	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く)、モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。 ただし、竣工後、外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後10年を超え、かつ3年以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等により確認する(3年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く)	外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること				
	(十一)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	ひび割れ、欠損等があること				
	(十二)		金属系パネル(帳壁を含む)の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	パネル面又は取り合い部が著しい錆等により変形していること				
	(十三)		コンクリート系パネル(帳壁を含む)の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	さび汁を伴ったひび割れ、欠損等があること				
	(十四)	窓サッシ等	サッシ等の劣化状況及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること				
	(十五)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	機器本体に著しい錆又は腐食があること				
	(十六)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること				
三 屋上及び屋根	(一)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	目視により確認	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠損し植物が繁茂していること				
	(二)	屋上回り(屋上面を除く)	パラベットの立ち上がり面の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること				
	(三)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること				
	(四)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	笠木に著しいさび若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること				
	(五)		排水溝(ドレーンを含む)の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること				
	(六)	屋根	屋根の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する	屋根ふき材に割れ、さび若しくは腐食があること又は緊結金物に著しい腐食等があること				
	(七)	機器及び工作物(冷却塔設備、広告塔)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しいさび、腐食等があること				
	(八)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること				

(イ)点検項目	(ロ)点検方法	(ハ)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等				
				指摘なし	要是正	既存不適格					
四 建築物の内部	(一)	防火区画の外周部	延焼のおそれのある部分及び外壁で準耐火構造又は耐火構造としなければならない部分の開口部に設けられた防火設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	開口部に設けられた防火設備に損傷があること						
	(二)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金具に著しいさび、腐食等があること					
	(三)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	れんが、石等に割れ、ずれ等があること					
	(四)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること					
	(五)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	鋼材に著しいさび、腐食等があること					
	(六)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること					
	(七)			耐火建築物とすることを要しない建築物の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る)	部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	各部材及び接合部に穴又は破損があること				
	(八)	鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること							
	(九)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金具に著しいさび、腐食等があること					
	(十)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	鋼材に著しいさび、腐食等があること					
	(十一)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること					
	(十二)			耐火建築物とすることを要しない建築物の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る)	部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	各部材及び接合部に穴又は破損があること				
	(十三)			天井	難燃材料又は準不燃材料を必要とする仕上げの室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること			

(イ)点検項目	(ロ)点検方法	(ハ)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
				指摘なし	要是正	既存不適格	
(十四)	特定天井 特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること				
(十五)	防火設備(防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る)	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備(以下「常閉防火設備」という)の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	防火区画に設けられた常閉防火設備に変形又は損傷があること			
(十六)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な常閉防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することである。	常閉防火設備が閉鎖又は作動しないこと			
(十七)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることにより常閉防火設備の閉鎖又は作動に支障があること			
(十八)		常時閉鎖した状態にある防火扉(以下「常閉防火扉」という)の固定の状況	目視により確認する	常閉防火扉が開放状態に固定されていること			
(十九)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する	照明器具又は懸垂物に著しいさび、腐食、緩み、変形等があること			
(二十)		防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	目視により確認する	防火設備の開閉に支障があること			
(二十一)	居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した官公庁施設の建設等に関する法律第12条第2項の規定に基づく点検(以下「定期設備点検」という。)等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することである。	換気設備が作動しないこと			
(二十二)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるものの劣化の状況	3年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は3年以内に劣化状況調査が行われていないこと			
(二十三)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認すること	石綿飛散防止剤又は囲い込み材にき裂、剥落等の劣化又は損傷があること			
五 避難施設等	(一) 廊下	物品の放置の状況	目視により確認する	避難の支障となる物品が放置されていること			
	(二) 出入口	物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることにより扉等の開閉に支障があること			
	(三) 避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	著しいさび又は腐食があること			
	(四)	物品の放置の状況	目視により確認する	避難に支障となる物品が放置されていること			
	(五)	避難器具の操作性の確保の状況	目視及び作動により確認する	避難ハッチが開閉できないこと又は避難器具が使用できないこと			
	(六) 階段 階段	物品の放置の状況	目視により確認する	通行に支障となる物品が放置されていること			
	(七)	階段各部の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	歩行上支障があるひび割れ、さび、腐食等があること			

(イ)点検項目		(ロ)点検方法	(ハ)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
					指摘なし	要是正	既存不適格	
(八)	屋外に設けられた避難階段	開放性の確保の状況	目視により確認する	開放性が阻害されていること				
(九)	特別避難階段	階段室又は付室(以下「付室等」という。)の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する ただし、3年以内に実施した定期設備点検等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる	排煙設備が作動しないこと				
(十)		付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	目視及び作動により確認する	外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること				
(十一)		物品の放置の状況	目視により確認する	バルコニー又は付室に物品が放置されていること				
(十二)		排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	防煙壁に亀裂、破損、変形等があること		
(十三)			可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する ただし、3年以内に実施した定期設備点検等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる	可動式防煙壁が作動しないこと			
(十四)	排煙設備	排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する ただし、3年以内に実施した定期設備点検等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる	排煙設備が作動しないこと			
(十五)			排煙口の維持保全の状況	目視により確認するとともに、開閉を確認する	排煙口が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること			
(十六)		その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の新入口等の維持保全の状況	目視により確認する	物品が放置され進入に支障があること		
(十七)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する ただし、3年以内に実施した定期設備点検等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる	非常用の照明装置が作動しないこと			
(十八)			照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する	照明の妨げとなる物品が放置されていること			
六 その他	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年に以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること			
			膜張力及びケーブル張力の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年に以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる	膜張力又はケーブル張力が低下していること			
		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況(免震装置が可視状態にある場合に限る)	目視により確認するとともに、3年に以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認する	鋼材部分に著しいさび、腐食等があること			
			上部構造の可動の状況	目視により確認する。ただし、3年に以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる	上部構造の水平移動に支障がある状態となっていること			

(い)点検項目			(ろ)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適合	
	(五)	避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断していること				
	(六)	煙突	建築物に設ける煙突又は工作物で高さ六メートルを超える煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	煙突本体及び建築物との接合部に鉄筋露出若しくは腐食又は著しいさび、さび汁、ひび割れ、欠損等があること			
	(七)		付帯金物劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	付帯金物に著しいさび、腐食、緊結不良等があること				

上記以外の調査項目又は特記事項

点検記録(総括表) 官公法一2

点検基礎情報		建物基本情報	
点検・確認対象	・ 建築物	建物名称(棟名)	
法定点検対象分類	・ 建築設備(昇降機以外)	建物構造	
点検者分類	・ 当該施設職員 ・ 当該施設以外の職員 ・ 外部委託	建物延べ面積	
点検者(組織名)		棟番号	
点検者の資格区分	・ 一級建築士 ・ 二級建築士 ・ 建築設備検査員 ・ 防火設備検査員	建物階数	地上 地下 階 塔屋 階
確認者(組織名)		竣工年月	年 月
		備考	

別表第一 換気設備 ※最終改正 平成31年3月8日施行 国土交通省告示第322号

		(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
							指摘なし	要是正	既存不適格	
一 建築基準法(昭和25年法律第201号)第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く)	(一)	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む)の外観	給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					
			各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					
			風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと					
			給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					
	(五)	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む)の性能	給気機又は排気機の作動の状況	目視又は聴診により確認する	運転中に異常な音又は異常な振動があること					
			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと					
	(七)	中央管理方式の空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					
			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	空気調和機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食があること					
			空気調和設備の性能	目視又は聴診により確認する	運転中に異常な音、異常な振動又は異常な発熱があること					
二 換気設備を設けるべき調理室等	(一)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					
			給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	目視又は触診により確認する	鳥の巣等により給排気が妨げられていること					
			排気筒及び煙突の断熱の状況	目視又は触診により確認する	断熱材に脱落又は損傷があること					
	(四)	機械換気設備	給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					
			給気機又は排気機の作動の状況	目視又は聴診により確認する	運転中に異常な音又は異常な振動があること					
三 建築基準法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等	(二)	防火ダンパー等(外壁の開閉部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)	防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する	平成12年建設省告示第1376号第1の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること					
			防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する	ダンパーが円滑に作動しないこと					
	(四)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること					

	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適合	
(五)		運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する	感知器と連動して作動しないこと					
次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる点検方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。									
	3項(五)	前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同等の方法で実施した点検等の記録							
	1項(一)、(三)、(四)及び(六)から(八)まで	前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員(以下、「一級建築士等」という。)が実施した点検の記録							
	1項(二)	前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録							

別表第二 排煙設備

	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等	
						指摘なし	要是正	既存不適合		
一 建築基準法 施行(昭和25 年政令第338 号)令第123 条第3項第2 号に規定する 階段室又は 付室、同令第 126条の2第 1項に規定す る居室等	(一)	排煙機	排煙機の設置の状況	目視又は触診により確認する	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること					
			(二)	排煙風道との接続の状況	目視により確認する	接続部に破損又は変形があること				
			(三)	排煙出口の周囲の状況	目視により確認する	煙の排出を妨げる障害物があること				
	(四)	排煙機の性能	排煙口の開放との連動起動の状況	作動の状況を確認する	排煙口と連動して排煙機が作動しないこと					
	(五)		作動の状況	目視又は聴診により確認する	排煙機の運転中の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること					
	(六)		電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する	予備電源により作動しないこと					
	(七)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと					
	(八)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外觀	排煙口の周囲の状況	目視により確認する	排煙口の周囲に開放を妨げる障害物があること				
	(九)			排煙口の取付けの状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること				
	(十)			手動開放装置の周囲の状況	目視により確認する	周囲に障害物があり操作できないこと				
	(十一)	機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する	排煙口の開放が手動開放装置と連動していないこと					
	(十二)		排煙口の開放の状況	目視又は聴診により確認する	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があること					
	(十三)		中央管理室における制御及び状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと					
	(十四)		煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する	排煙口が連動して開放しないこと					

		(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
							指摘なし	要是正	既存不適合	
(十五)	排煙風道 機械排煙設備の排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること						
(十六)		排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること						
(十七)		防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する	検知器基準法施行令第126条の3第1項第7号の規定に適合しないこと ただし、同令第129条第1項又は129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く						
		排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する	断熱材に脱落又は損傷があること又は建築基準法施行令第126条の3第1項第7号で準用する同令第115条第1項第3号イ(2)の規定に適合しないこと。ただし、同令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。						
(十九)		防火ダンパー(外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)	防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと					
(二十)			防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する	ダンパーが円滑に作動しないこと					
(二十一)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること					
(二十二)			防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと					
(二十三)		特殊な構造の排煙設備	排煙口及び給気口の周囲の状況	目視により確認する	周囲に排煙又は給気を妨げる障害物があること					
(二十四)	排煙口及び給気口の取付けの状況		目視により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること						
(二十五)	手動開放装置の周囲の状況		目視により確認する	周囲に障害物があり操作できないこと						
(二十六)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	中央管理室における制御及び状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと						
(二十七)		煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	排煙口が連動して開放しないこと						
(二十八)	特殊な構造の排煙設備の給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること						
(二十九)		給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること						
(三十)		防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する	建築基準法施行令第126条の3第1項第7号の規定に適合しないこと ただし、同令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く						
	(三十一)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること						
(三十二)		給気風道との接続の状況	目視により確認する	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること						

		(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
							指摘なし	要是正	既存不適合	
	(三十三)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と運動起動の状況	作動の状況を確認する	建築基準法施行令第126条の3第2項の規定に適合しないこと ただし、同令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く					
	(三十四)		作動の状況	目視又は聴診により確認する	送風機の運転中の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること					
	(三十五)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する	予備電源により作動しないこと					
	(三十六)		中央管理室における制御及び状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと					
	(三十七)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の周囲の状況	目視により確認する	周囲に給気を妨げる障害物があること				
二 建築基準法 施行令第123 条第3項第2 号に規定する 階段室又は 付室	(一)	特別避難階段の階段室又は付室に設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	作動の状況を確認する	運動して作動しないこと					
	(二)		給気口の周囲の状況	目視により確認する	周囲に給気を妨げる障害物があること					
	(三)	加圧防排煙設備	排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること				
	(四)		排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること					
	(五)	給気口の外觀	給気口の周囲の状況	目視により確認する	周囲に給気を妨げる障害物があること					
	(六)		給気口の取付けの状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					
	(七)		給気口の手動開放装置の設置の状況	目視により確認する	周囲に障害物があり操作できないこと					
	(八)	給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する	手動開放装置と運動で給気口が開放しないこと					
	(九)		給気口の開放の状況	目視又は聴診により確認する	開放時に気流により閉鎖すること又は著しい振動があること					
	(十)	給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること					
	(十一)		給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること					
	(十二)	給気送風機の外觀	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					
	(十三)		給気風道との接続の状況	目視により確認する	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること					
	(十四)	給気送風機の性能	給気口の開放と運動起動の状況	作動の状況を確認する	平成28年国土交通省告示第696号第5号イ(5)の規定に適合しないこと ただし、建築基準法施行令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く					
	(十五)		給気送風機の作動の状況	目視又は聴診により確認する	送風機の運転中の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること					
	(十六)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する	予備電源により作動しないこと					

		(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
							指摘なし	要是正	既存不適合	
	(十七)		中央管理室における制御及び状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと					
	(十八)	給気送風機の吸込口	吸込口の周囲の状況	目視により確認する	周囲に給気を妨げる障害物があること					
	(十九)	空気逃し口の外観	空気逃し口の周囲の状況	目視により確認する	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること					
	(二十)		空気逃し口の取付けの状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					
	(二十一)	空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況	目視により確認する	給気口と連動して空気逃し口が開放しないこと					
	(二十二)	圧力調整装置の外観	圧力調整装置の周囲の状況	目視により確認する	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること					
	(二十三)		圧力調整装置の取付けの状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと、又は著しい腐食、損傷等があること					
	(二十四)	圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況	目視により確認する	扉の閉鎖と連動して開放しないこと					
三 建築基準法 施行令第126 条の2第1項 に規定する居 室等	(一)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況	作動の状況を確認する	片手で容易に操作できないこと					
	(二)		手動降下装置による連動の状況	作動の状況を確認する	連動して作動しないこと					
	(三)		煙感知器による連動の状況	作動の状況を確認する	連動して作動しないこと					
	(四)		可動防煙壁の防煙区画	目視により確認する	脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと					
	(五)		中央管理室における制御及び状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと					
四 予備電源	(一)	自家 用発 電装 置	自家用発電装置の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する	建築基準法施行令第112条第14項の規定に適合しないこと					
	(二)		発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること					
	(三)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく30分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと					
	(四)		始動用の空気層の圧力	圧力計を目視により確認する	空気層の自動充機圧力が、高圧側で2.2から2.9メガパスカル、低圧側で0.7から1.0メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと					
	(五)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定すること	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること					
	(六)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する	配管の接続部等に漏洩等があること					
	(七)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと					
	(八)		自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					

		(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
							指摘なし	要是正	既存不適合	
	(九)	自家発電装置の性能	自家発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る)	室内の温度を温度計より測定するとともに、作動の状況を確認する	給排気が十分でなく室内温度が摂氏40℃を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと					
	(十)		接地線の接続の状況	目視により確認する	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること					
	(十一)		電源の切り替えの状況	作動の状況を確認する	予備電源への切り換えができないこと					
	(十二)		始動の状況	作動の状況を確認する	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から40秒以内に確立しないこと					
	(十三)		運転の状況	目視又は聴診により確認する	運転中に異常な音、異常な振動等があること					
	(十四)		排気の状況	目視により確認する	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること					
	(十五)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	目視又は聴診により確認する	運転中に異常な音又は異常な振動等があること					
	(十六)	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	目視又は触診により確認する	据付けが堅固でないこと、アンカーボルト等に著しい腐食があること又は換気が十分でないこと					
	(十七)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足りず30分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと					
	(十八)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定すること	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること					
	(十九)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと					
	(二十)		給気部及び排気管の取付けの状況	目視により確認する	変形、損傷、き裂等があること					
	(二十一)		Vベルト	目視又は触診により確認する	ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみが大きいこと					
	(二十二)		接地線の接続の状況	目視により確認する	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること					
	(二十三)	直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況	目視又は聴診により確認する	正常に作動若しくは停止できないこと、排煙口の開放と連動して直結エンジンが作動しないこと又は運転中に異常な音、異常な振動等があること					
次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる点検方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。										
	1項(十四)及び(二十七)	前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同等の方法で実施した点検等の記録								
	1項(二)から(十一)まで、(十三)、(十五)、(十六)及び(二十)、2項(一)から(八)まで、(十)、(十一)、(十三)から(十七)まで及び(十九)から(二十一)まで、3項(二)から(五)並びに4項(二)から(七)まで及び(九)から(十五)まで	前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録								

	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適合	

別表第三 非常用の照明装置

	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適合	
一 照明器具	(一) 非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	目視により確認する	昭和45年建設省告示第1830号第1号の規定に適合しないこと					
二 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置	(一) 予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況	作動の状況を確認する	昭和45年建設省告示第1830号第3号第2号の規定に適合しないこと					
	(二) 配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	目視又は触診により確認する	建築基準法施行令第112条第14項の規定に適合しないこと					
三 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置	(一) 切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	作動の状況を確認する	昭和45年建設省第1830号第3号の規定に適合しないこと					
	(二)	蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	作動までの時間を確認する	昭和45年建設省第1830号第3号の規定に適合しないこと					
四 電池内蔵形の蓄電池	(一) 配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況	目視により確認する	点灯スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと					
五 電源別置形の蓄電池	(一) 蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する	建築基準法施行令第112条第14項の規定に適合しないこと				
	(二)		蓄電池室の換気の状況	室内の温度を温度計により測定する	室温が摂氏40℃を超えていること				
	(三)		蓄電池の接地の状況	目視又は触診により確認する	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること				
	(四)	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する	建築基準法施行令第112条第14項の規定に適合しないこと				
	(五)		キュービクルの取付けの状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと				
六 自家用発電装置	(一) 自家用発電装置等の状況	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する	建築基準法施行令第112条第14項の規定に適合しないこと				
	(二)		発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する	端子部の締付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること				
	(三)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なくとも30分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲にないこと				
	(四)		始動用の空気層の圧力	圧力計を目視により確認する	空気層の自動充気圧力が、高圧側で2.2から2.9メガパスカル、低圧側で0.7から1.0メガパスカルに維持されてないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと				
	(五)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること				
	(六)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する	配管の接続部等に漏洩等があること				
	(七)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと				
	(八)		自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること				

		(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
							指摘なし	要是正	既存不適格	
5項(二)及び(三)並びに6項(二)から(七)まで及び(九)から(十五)までについては、前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合には、(は)欄に掲げる点検方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。	(九)	自家発電装置等の性能	自家発電機室の給排気の状態(屋内に接地されている場合に限る)	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状態を確認する	給排気状態が十分でなく室内温度が摂氏40℃を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと					
	(十)		接地線の接続の状況	目視により確認する	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること					
	(十一)		電源の切替えの状況	作動の状況を確認する	予備電源への切り替えができないこと					
	(十二)		始動の状況	作動の状況を確認する	空気が始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から40秒以内に確立しないこと					
	(十三)		運転の状況	目視又は聴診により確認する	運転中に異常な音、異常な振動等があること					
	(十四)		排気の状態	目視により確認する	排気管、消音器等の変形、損傷、亀裂等による排気漏れがあること					
	(十五)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	目視又は聴診により確認する	運転中に異常な音、異常な振動等があること					

別表第四 給水設備及び排水設備

		(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
							指摘なし	要是正	既存不適格	
一	飲料用の配管設備及び排水設備	(一) 飲料用配管及び排水管(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する	配管に腐食又は漏水があること					
二	飲料水の配管設備	(一) 飲料用の給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という)並びに給水ポンプ	給水タンク等の腐食及び漏水の状況	目視により確認する	建築基準法施行令第129条の2の5第2項第5号の規定に適合しないこと					
			給水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、目視又は聴診により確認する	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと					
			給水タンク等の内部の状況	目視により確認する	藻等の異物があること					
三	給湯設備	(四) 給湯設備(循環ポンプを含む)	給湯設備(ガス湯沸器を除く)の取付けの状況	目視又は触診により確認する	平成12年建設省告示第1388号第2の規定に適合しないこと					
			ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する	平成12年建設省告示第1388号第2の規定に適合しないこと又は引火性危険物のある場所及び燃焼廃ガスの上昇する位置に取り付けていること					
			給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視により確認する	本体に腐食又は漏水があること					
三	排水設備	(一) 排水槽	排水漏れの状況	目視により確認する	漏れがあること					
			排水ポンプの設置の状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること					
			排水ポンプの運転状況	水圧計により測定するとともに、目視又は聴診により確認する	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと					
			(四) 排水再利用配管設備(中水道を含む)	雑用水給水栓の表示の状況	目視により確認する	昭和50年建設省告示第1597号第2号ニの規定に適合しないこと				

	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(は)判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等
						指摘なし	要是正	既存不適格	
(五)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと、又は著しい腐食、損傷等があること					
(六)		消毒装置	目視により確認する	消毒液がなくなり、装置が機能しないこと					
(七)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況	目視により確認する	取付けが堅固でないこと又は損傷があること				
(八)		排水管	排水の状況	目視により確認する	排水が流れていないこと				
(九)			間接排水の状況	目視により確認する	損傷があること				
(十)		通気管	通気管の状況	目視又は嗅診により確認する	損傷があること				
次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる点検方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。									
	2項(二)及び(四)から(六)まで並びに3項(一)、(三)、(六)及び(十)を除く。	前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録							
	1項(一)、2項(一)及び(三)並びに3項(一)、(三)、(六)及び(十)	前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録							

上記以外の調査項目又は特記事項

点検記録(総括表) 防火-2

点検基礎情報				建物基本情報					
点検・確認対象	・ 建築物			建物名称(棟名)					
法定点検対象分類	・ 建築設備(昇降機以外)			建物構造					
点検者分類	・ 当該施設職員 ・ 当該施設以外の職員 ・ 外部委託			建物延べ面積					
点検者(組織名)				棟番号					
点検者の資格区分	・ 一級建築士 ・ 二級建築士 ・ 建築設備検査員			建物階数	地上	地下	階	塔屋	階
確認者(組織名)				竣工年月	年	月			
				備考					

別表第五 防火設備 ※最終改正 平成29年4月1日施行 国土交通省告示第271号

一 防火扉	(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(は) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等	
						指摘なし	要是正	既存不適格		
(一)	防火扉 設置場所の周囲 状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることにより防火扉の閉鎖に支障があること						
		扉、枠及び金物 扉の取付けの状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと						
		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の 状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること						
		危害防止装置 作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する	運動エネルギーが10ジュールを超えること又は閉鎖力が150ニュートンを超えること						
(五)	連動 機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況	(十五)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる	適正な時間内に感知しないこと					
		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること					
		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと					
			結線接続の状況	目視又は触診により確認する	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること					
			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する	接地線が接地端子に緊結されていないこと					
			予備電源への切り替えの状況	目視により確認する	自動的に予備電源に切り替わらないこと					
		(十一)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること				
				容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する	容量が不足していること				
		(十三)	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷、若しくは著しい腐食があること				
				再ロック防止機構の作動の状況	閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしたい状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する	防火扉が自動的に再閉鎖しないこと				

	(十五)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉の作動の状況を確認する ただし、運動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する	防火扉が正常に閉鎖しないこと又は運動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと				
二 防火シャッター	(一)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることにより防火シャッターの閉鎖に支障があること			
	(二)	駆動装置((二)の項から(四)の項までの点検については、日常的に閉鎖するものに限る)	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	目視、聴診又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと				
	(三)		スプロケットの設置の状況	目視により確認する	巻取りシャフトと開閉器のスプロケットに心ずれがあること				
	(四)		軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する	変形、損傷、著しい腐食、異常音又は異常な振動があること				
	(五)		ローラーチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること				
	(六)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	防火シャッターを閉鎖し、目視により確認する	スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又はスラットに片流れ若しくは固着があること			
	(七)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと				
	(八)	ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	ケースに外れがあること				
	(九)	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること				
	(十)	危害防止装置	危害防止用運動中継器の配線の状況	目視により確認する	劣化、損傷又は脱落があること				
	(十一)		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること				
	(十二)		危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する	容量が不足していること				
	(十三)		座板感知器の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知器を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止しないこと				
	(十四)		作動の状況	防火シャッターの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、シャッターカーテンの質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知器の作動により防火シャッターの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する	運動エネルギーが10ジュールを超えること、座板感知器が作動してからの停止距離が5cmを超えること又は防火シャッターが再降下しないこと				
(十五)	運動機構	煙感知器、熱複合式感知器及び熱感知器	感知の状況	(二十五)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる	適正な時間内に感知しないこと				
(十六)		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること				
(十七)		運動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと				

(十八)		結線接続の状況	目視又は触診により確認する	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること					
(十九)		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する	接地線が接地端子に緊結されていないこと					
(二十)		予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する	自動的に予備電源に切り替わらないこと					
(二十一)	運動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること					
(二十二)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する	容量が不足していること					
(二十三)	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷、若しくは著しい腐食があること					
(二十四)	手動開閉装置	設置の状況	目視により確認する	周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること					
(二十五)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッターの作動の状況を確認する。ただし、運動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は運動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと					
三 耐火クロススクリーン	(一)	耐火クロススクリーン設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることにより耐火クロススクリーンの閉鎖に支障があること				
	(二)	駆動装置	ローラーチェーンの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること				
	(三)	カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること				
	(四)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は聴診により確認する	変形、若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固ではないこと				
	(五)	ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	ケースに外れがあること				
	(六)	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること				
	(七)	危害防止装置	危害防止用運動中継器の配線の状況	目視により確認する	劣化、損傷又は脱落があること				
	(八)		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること				
	(九)		危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する	容量が不足していること				
	(十)		座板感知器の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知器を作動させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は耐火クロススクリーンの降下が停止しないこと				

(十一)			作動の状況	イ 巻取り式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する	運動エネルギーが10ジュールを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が5cmを超えること又は耐火クロススクリーンが再降下しないこと					
			ロ バランス式 耐火クロススクリーンの閉鎖時をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルレージ等により閉鎖力を測定する	運動エネルギーが10ジュールを超えること又は閉鎖力が150ニュートンを超えること						
(十二)	運動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況	(二十一)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる	適正な時間内に感知しないこと					
(十三)	運動制御器		スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと					
(十四)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること					
(十五)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する	接地線が接地端子に緊結されていないこと					
(十六)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する	自動的に予備電源に切り替わらないこと					
(十七)			運動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること				
(十八)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する	容量が不足していること						
(十九)		自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること					
(二十)		手動開閉装置	設置の状況	目視により確認する	周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること					
(二十一)		総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ全ての耐火クロススクリーンの作動の状況を確認する。ただし、運動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと又は運動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと					
四 ドレンチャー その他の水幕 を形成する防	(一)	ドレンチャー等 設置場所の周囲 状況	作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることによりドレンチャー等の作動に支障があること					

火設備(以下、「ドレンチャージャー等」という)

(二)	散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	目視により確認する	塗装又は異物の付着等があること					
(三)	開閉弁	開閉弁の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること					
(四)	排水設備	排水の状況	次に掲げる方法のいずれかによる イ 放水区域に放水することができる場合にあつては、放水し、排水の状況を目視により確認する ロ 放水区域に放水することができない場合にあつては、放水せず、排水口のつまり等を目視により確認する	排水が正常に行われないこと					
(五)	水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	目視により確認する	変形、損傷若しくは著しい腐食があること、水質に著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量が確保されていないこと					
(六)		給水装置の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること					
(七)	加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	目視又は作動の状況により確認する	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと又はスイッチ類が機能しないこと					
(八)		結線接続の状況	目視又は触診により確認する	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること					
(九)		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する	接地線が接地端子に緊結されていないこと					
(十)		ポンプ及び電動機の状況	目視又は触診により確認する	回転が円滑でないこと、潤滑油等が必要でないこと、装置若しくは配管への接続に緩みがあること又は基礎への取付けが堅固でないこと					
(十一)	連動機構	加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する	自動的に予備電源に切り替わらないこと					
(十二)		加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること					
(十三)		加圧送水装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する	容量が不足していること					
(十四)		圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の附属装置の状況	目視又は作動の状況により確認する	変形、損傷、著しい腐食があること又は正常に作動しないこと					
(十五)	制御器	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器(火災感知用ヘッド等の感知装置を含む)	感知の状況	(二十四)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる	適正な時間内に感知しないこと				
(十六)		スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと					
(十七)		結線接続の状況	目視又は触診により確認する	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること					
(十八)		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する	接地線が接地端子に緊結されていないこと					
(十九)		予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する	自動的に予備電源に切り替わらないこと					

(二十)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること					
(二十一)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する	容量が不足していること					
(二十二)	自動作動装置	設置の状況	目視又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること					
(二十三)	手動開閉装置	設置の状況	目視により確認する	周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること					
(二十四)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況	次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等の作動の状況を確認する ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する イ 放水区域に放水することができる場合にあつては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法 ロ 放水区域に放水することができない場合にあつては、放水試験による方法	ドレンチャー等が正常に作動しないこと又は制御盤の表示灯が点灯しないこと					

上記以外の調査項目又は特記事項

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件 【平成20年 国土交通省告示第282号】

点検記録(総括表)

点検基礎情報		建物基本情報	
点検・確認対象	<input checked="" type="radio"/> 敷地 <input checked="" type="radio"/> 建築物	建物名称(棟名)	庁舎
法定点検対象分類	<input checked="" type="radio"/> 建築物の敷地及び構造	建物構造	鉄筋コンクリート造
点検者分類	・当該施設職員 <input type="radio"/> 当該施設以外の職員 <input checked="" type="radio"/> 外部委託	建物延べ面積	1,500㎡
点検者(組織名)	<input checked="" type="radio"/> ○○○○設計事務所(株) ○○ ○○	棟番号	001
点検者の資格区分	<input checked="" type="radio"/> 一級建築士 <input type="radio"/> 二級建築士 <input type="radio"/> 建築物調査員	建物階数	地上3 3 階 地下 階 塔屋 階
確認者(組織名)	<input checked="" type="radio"/> ○○○○局○○部○○課 ○○ ○○	竣工年月	1995年4 月
		備考	

別表 ※最終改正 平成28年6月1日施行 国土交通省告示第703号

(イ) 調査項目	(ロ) 調査方法	(ハ) 判定基準	対象の有無	点検結果			状況、対策等	
				指摘なし	要是正	既存不適格		
敷地及び地盤	(一) 地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する	建物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	(二) 敷地	敷地内の排水の状況	目視により確認する	排水管の詰まりによる汚水のおふれ等により衛生上問題があること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		側溝に枯れ葉や泥だまり清掃により改善可能
	(三) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第128条に規定する通路(以下「敷地内の通路」という)	敷地内の通路の確保の状況	目視により確認する	敷地内の通路が確保されていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	(四)	有効幅員の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する	敷地内の通路の有効幅員が不足していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	(五)	敷地内の通路の支障物の状況	目視により確認する	敷地内の通路に支障物があること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	(六) 塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する	令第61条又は令第62条の8の規定に適合しないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	(七)	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷状況	目視、下げ振り等により確認する	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		ひび割れが複数箇所発生クラック補修により改善可能
	(八) 擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	(九)	擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する	水抜きパイプに詰まりがあること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		